

第2期桜川市障害者計画

【平成27年度～平成32年度】

第4期桜川市障害福祉計画

【平成27年度～平成29年度】

素案

桜川市



目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1部 計画の策定にあたって..... | 1 |
| 第1章 計画の概要..... | 2 |
| 第1節 計画策定の目的..... | 2 |
| 第2節 計画の対象..... | 2 |
| 第3節 計画の位置づけ..... | 3 |
| 第4節 計画の期間..... | 4 |
| 第5節 計画の策定体制..... | 4 |
| 第6節 法律・制度の成立と改正のポイント..... | 5 |
| 第2章 障がいのある人を取り巻く現状..... | 10 |
| 第1節 人口の推移..... | 10 |
| 第2節 障がいのある人の状況..... | 11 |
| 第3節 アンケート調査結果より..... | 19 |
| 第3章 桜川市の目指す姿..... | 39 |
| 第1節 基本理念..... | 39 |
| 第2節 基本目標..... | 40 |
| 第3節 施策の体系..... | 41 |
| 第2部 障害者計画..... | 44 |
| 第1章 生活支援の充実..... | 45 |
| 第1節 障害福祉サービス等の充実..... | 45 |
| 第2節 福祉ネットワークの構築..... | 48 |
| 第2章 保健・医療の充実..... | 50 |
| 第1節 保健・医療等の充実..... | 50 |
| 第2節 障がい児保育・療育の充実..... | 52 |
| 第3節 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・早期支援..... | 53 |
| 第3章 教育、文化芸術活動、スポーツ等の充実..... | 55 |
| 第1節 インクルーシブ教育の構築..... | 55 |
| 第2節 文化芸術活動・スポーツ活動などの振興..... | 57 |
| 第4章 雇用・就業の支援..... | 59 |
| 第1節 雇用・就業への支援..... | 59 |
| 第2節 経済的自立への支援..... | 61 |
| 第5章 生活環境の充実..... | 62 |
| 第1節 住み慣れた地域で住みよい生活環境の確保..... | 62 |
| 第2節 交通・移動手段の確保..... | 63 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第6章 情報とコミュニケーションのバリアフリー化..... | 64 |
| 第1節 情報提供の充実..... | 64 |
| 第2節 情報バリアフリーの推進..... | 65 |
| 第7章 安全・安心の確保..... | 66 |
| 第1節 防災対策の推進..... | 66 |
| 第2節 防犯対策の推進..... | 68 |
| 第8章 差別の解消及び権利擁護の推進..... | 69 |
| 第1節 障がいを理由とする差別の解消と 権利擁護の推進..... | 69 |
| 第2節 障がいのある人への理解の促進..... | 71 |
| 第3部 障害福祉計画..... | 72 |
| 第1章 平成29年度における目標..... | 73 |
| 第1節 施設入所者の地域生活への移行..... | 73 |
| 第2節 入院中の精神障がい者の地域生活への移行..... | 74 |
| 第3節 地域生活支援拠点等の整備..... | 75 |
| 第4節 福祉施設から一般就労への移行..... | 76 |
| 第2章 福祉サービスの体系..... | 78 |
| 第3章 障害福祉サービスの見込み量と確保..... | 79 |
| 第1節 障害福祉サービス..... | 79 |
| 第2節 地域生活支援事業の実施..... | 90 |
| 第3節 その他の障害福祉サービスの推進..... | 97 |
| 第4部 計画の推進..... | 99 |
| 第1章 計画の推進に向けて..... | 100 |
| 第1節 理解・啓発の促進..... | 100 |
| 第2節 連携・協力の体制づくり..... | 102 |
| 第3節 進捗状況の管理及び評価（PDCA）..... | 103 |

第1部

計画の策定にあたって

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の目的

国は障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障がい者福祉制度の改革を推進し、平成23年8月に障がいのある人の定義の見直しや、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成24年10月には障がいのある人への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行しました。平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が施行されました。

また、障がいのある人への差別がなくなるよう、障がいや障がいのある人について、国民の理解が深められるような取り組みをしなければならないとされる「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行されます。

桜川市では平成20年3月に策定した計画期間を7年間とする「桜川市障害者計画」と平成24年3月に策定した計画期間を3年間とする「第3期桜川市障害福祉計画」がともに平成26年度に計画期間の終了を迎えるため、平成27年3月に「第2期桜川市障害者計画」及び「第4期桜川市障害福祉計画」を策定するものです。

第2節 計画の対象

本計画は、障害者総合支援法第4条に基づき、市内に在住の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人、難病患者の方及び児童福祉法第4条第2項に規定する障がいのある児童（18歳未満）を対象とします。また、発達障がいや高次脳機能障がいなどの人に対しても、ニーズに合わせた柔軟な支援に取り組むものです。

- ※ 発達障がい：自閉症、高機能自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するもの。
- ※ 高次脳機能障がい：主に脳の損傷によって起こされる障がいで、言語障がい、注意障がい、記憶障がい、行動と情緒の障がいなど様々な症状がある。

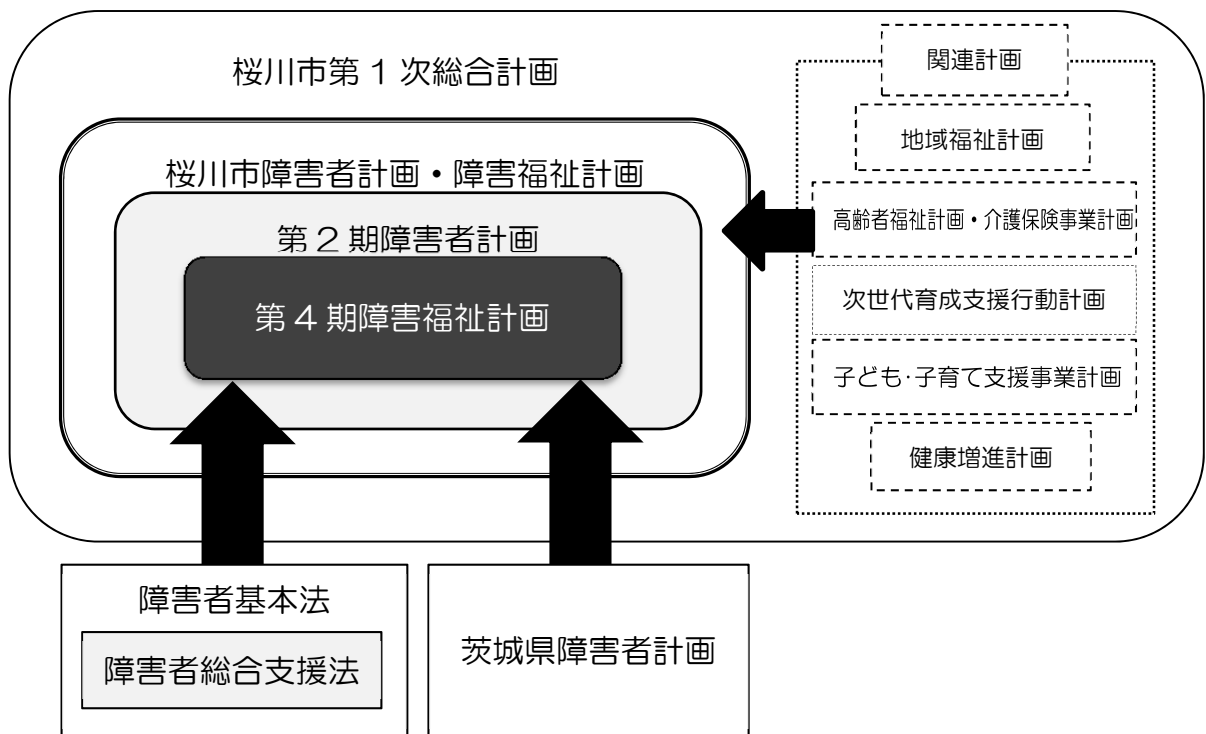
第3節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「第2期桜川市障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「第4期桜川市障害福祉計画」を一体的に策定するものです。

「第2期桜川市障害者計画」においては障害者施策の基本的な指針を示した計画、「第4期桜川市障害福祉計画」においては障害者計画の障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量を定めた実施計画として、桜川市の障がい者施策の総合的な推進を目指します。

また、本計画は、国の「障害者基本計画」及び県の「新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画）」、本市の上位計画である「桜川市第1次総合計画」や関連計画との整合性を確保して策定するものです。

図表 1-1-3 本計画の位置づけ



第4節 計画の期間

「第2期桜川市障害者計画」は、第1期計画に引き続き、平成32年度を目標年度とし、平成27年度から平成32年度までの6年間で計画期間とします。

また、「第4期桜川市障害福祉計画」は、第3期計画に引き続き、平成29年度を目標年度とし、平成27年度から平成29年度までの3年間で計画期間とします。

図表 1-1-3 本計画の期間

| | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 障害者計画 | 第1期 | | | | | | | | 第2期 平成27～32年度 | | | | | |
| 障害福祉計画 | 第1期 | 第2期 | | 第3期 | | | 第4期 平成27～29年度 | | | | | | | |

第5節 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉団体関係者、保健医療関係者、障がい者団体関係者、行政関係者等で構成する桜川市障害福祉計画策定委員会において計画案を検討し、その意見を踏まえて計画を策定しました。

また、進捗管理にあたっては、計画策定委員会や桜川市地域自立支援協議会において、意見を聞くものとします。障がい者福祉に関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、行政と関係諸機関とのネットワークをつくり推進していきます。また、国、県の関係各機関とも連携を図っていきます。

本計画は、地域全体、社会全体で障がいのある人を支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。そのため、市民一人ひとりが障がい者福祉の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、広報紙や市ホームページ等の多様な媒体を活用し、市民への周知徹底を図ります。

第6節 法律・制度の成立と改正のポイント

「桜川市障害者計画」及び「第3期桜川市障害福祉計画」策定後、障がいのある人に係る国の動きは大きく変化し、それにもなう各種制度・法律等の整備、改正が行われました。本計画はこのような国の改正点を踏まえて策定いたしました。

1. 改正障害者基本法のポイント

平成21年に設置された障害者制度改革推進本部での協議のもと、平成23年に障害者基本法が改正されました。「改正障害者基本法」では、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が共生する社会を実現するため、個々の障がいのある人に対する支援に加えて、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めること等が盛り込まれています。また、「障害は個人ではなく社会にある」という考えに基づき、障がいのある人やその家族などの「当事者目線」を重視しています。

(1) 目的規定の見直し

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すると規定されました。

(2) 障がい者の定義の見直し

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義されました。

(3) 地域社会における共生等

(1) に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図ります。

- ① 全ての障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ② 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ③ 全ての障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(4) 差別の禁止

障がいのある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと、また社会的障壁の除去は、それを必要としている障がいのある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが定められています。

国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行います。

(5) 国際的協調

(1) に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られることとなります。

2. 障害者総合支援法のポイント

平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が「障害者自立支援法」に代わるものとして施行されました。「障害者総合支援法」では、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活を総合的に支援することが目的とされています。本計画では、このような国の動きとの整合性を確保し策定しました。

(1) 目的の改正

目的規定の文中において、「自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」という表現に代わり、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」と明記されました。

目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことが位置づけられました。

(2) 障害者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供するという観点から、障害者の範囲に難病等が加えられました。

(3) 障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」については、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められました。

(4) 障害者に対する支援の見直し

「共同生活介護（ケアホーム）」の「共同生活援助（グループホーム）」へ一元化、「重度訪問介護」及び「地域移行支援」の利用対象拡大を図ります。

※重度訪問介護：重度肢体不自由者を対象とするものから重度の知的障がいのある人及び精神障がいのある人も対象になります。

※地域移行支援：「施設に入所している障がいのある人及び精神科病院に入院している精神障がいのある人」から「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人」になります。

(5) 地域生活支援事業の見直し

法律の目的に、地域生活支援事業による支援を行うことが明記されたことを受け、市区町村及び都道府県が行う地域生活支援事業の必須事業に新たな事業が追加されました。

(6) サービス基盤の計画的整備

PDCAサイクルに沿った障害福祉計画の見直しを行います。

地域自立支援協議会の地域の実情に応じた名称の変更、当事者や家族の参画を行います。

3. 国における障害者基本計画のポイント

平成 25 年 9 月に閣議決定された「障害者基本計画」では、平成 23 年の障害者基本法の改正を踏まえた理念が盛り込まれるとともに、「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」など新たな分野が創設されています。「第 2 期桜川市障害者計画」では、国の障害者基本計画の考えに基づき、策定しました。

(1) 基本的理念

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

(2) 基本原則

- ① 地域社会における共生等
- ② 差別の禁止
- ③ 国際的協調

(3) 各分野に共通する横断的視点

- ① 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的支援
- ③ 障がい特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取り組みの推進

(4) 分野別施策の基本的方向

| | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 生活支援 | 2. 保健・医療 |
| 3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等 | 4. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 5. 生活環境 | 6. 情報アクセシビリティ |
| 7. 安全・安心 | 8. 差別の解消及び権利擁護の推進 |
| 9. 行政サービス等における配慮 | 10. 国際協力 |

※下線は新設の施策分野

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

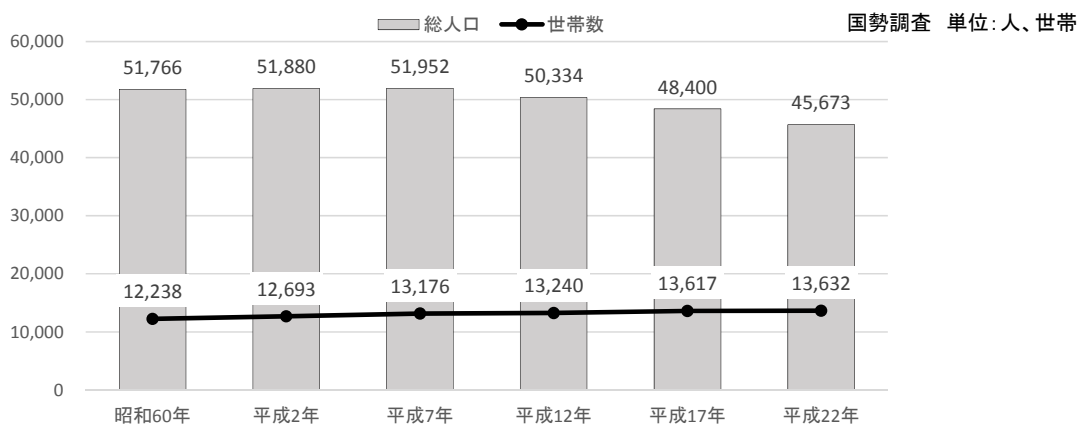
第1節 人口の推移

1. 桜川市の人口

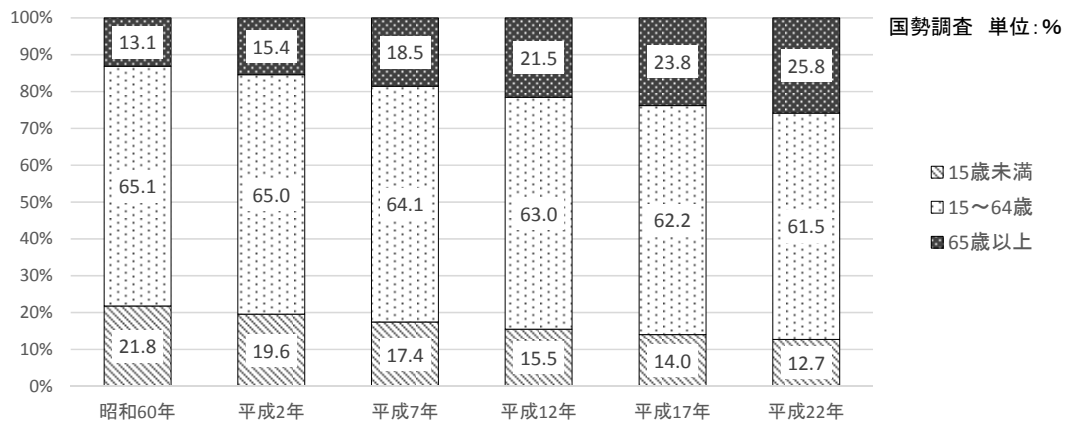
国勢調査によれば、市の人口は平成7年以降減少傾向にあり、平成17年には5万人を割り込んでいます。一方では世帯数は緩やかな増加傾向となっています。

人口構成は、65歳以上の高齢人口が増加し、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。

図表 2-1-1 総人口及び世帯数の推移



図表 2-1-2 年齢別人口構成の推移

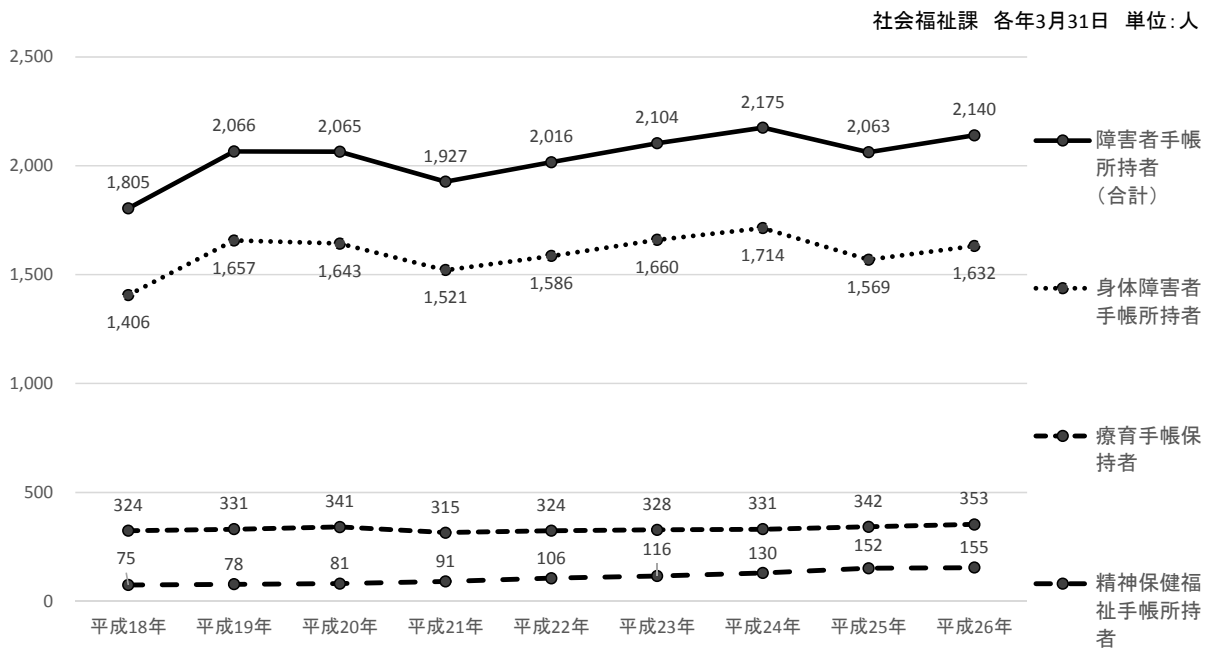


第2節 障がいのある人の状況

1. 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、すべての障がいにおいて増加傾向にあります。特に、精神保健福祉手帳所持者数は、平成18年から平成26年にかけて、約2倍に増加しています。

図表 2-2-1 障害者手帳所持者の推移



2. 障害者手帳所持者の内訳

平成26年3月31日現在における障害者手帳所持者の等級、また身体障害者手帳所持者の障害部位別の内訳は、次のとおりとなっています。

図表 2-2-2-1 障害者手帳所持者の等級

社会福祉課 平成26年3月31日現在 単位：人

| 身体 | | 知的 | | 精神 | |
|----|-------|----|-----|----|-----|
| 1級 | 576 | ㊤ | 67 | 1級 | 32 |
| 2級 | 298 | A | 112 | 2級 | 84 |
| 3級 | 251 | B | 106 | 3級 | 39 |
| 4級 | 337 | C | 68 | 合計 | 155 |
| 5級 | 86 | 合計 | 353 | | |
| 6級 | 84 | | | | |
| 合計 | 1,632 | | | | |

図表 2-2-2-2 身体障害者手帳所持者の内訳

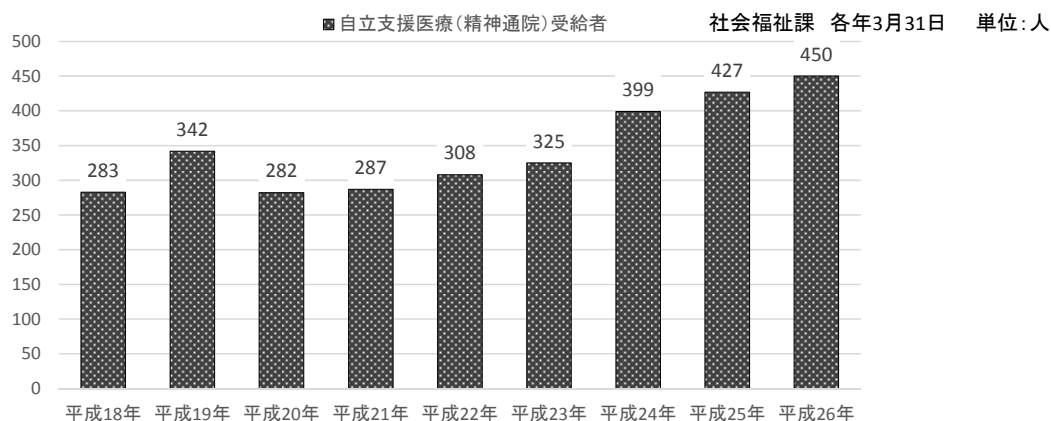
社会福祉課 平成26年3月31日現在 単位：人

| | 障害者 | 障害児 | 合計 |
|----------------|-------|-----|-------|
| 視覚障害 | 109 | 0 | 109 |
| 聴覚・平衡機能障害 | 128 | 10 | 138 |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 7 | 0 | 7 |
| 肢体不自由 | 872 | 9 | 881 |
| 内部障害 | 494 | 3 | 497 |
| 合計 | 1,610 | 22 | 1,632 |

3. 自立支援医療(精神通院)受給者の状況

自立支援医療（精神通院）の利用者数の推移をみると、平成 20 年は減少したものの、年々増加傾向にあります。

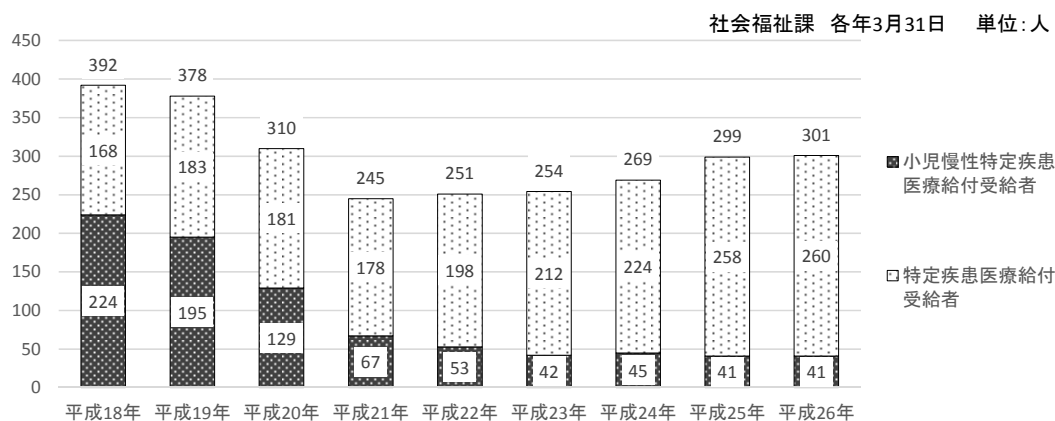
図表 2-2-3 自立支援医療（精神通院）受給者の推移



4. 難病疾患〈特定疾患医療給付受給者〉の状況

特定疾患医療給付受給者については、増加傾向にあります。小児慢性特定疾患医療給付受給者については、平成 20 年以降大幅に減少しています。

図表 2-2-4 難病疾患〈特定疾患医療給付受給者〉の推移



5. 障がい児の就学状況

図表 2-2-5-1 特別支援学級の状況

教育委員会 各年5月1日 単位：人

| 区分 | | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 | 平成 24年 | 平成 25年 | 平成 26年 |
|-----|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 小学校 | 市内学校数 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | 特別支援学級数 | 17 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 中学校 | 市内学校数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 特別支援学級数 | 12 | 13 | 14 | 13 | 13 | 11 |
| 合計 | 市内学校数 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| | 特別支援学級数 | 29 | 31 | 22 | 31 | 31 | 29 |

図表 2-2-5-2 特別支援学級の区分別在籍者数

教育委員会 各年5月1日 単位：人

| 区分 | | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 | 平成 24年 | 平成 25年 | 平成 26年 |
|-----|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 小学校 | 言語学級 | 9 | 10 | 8 | 8 | 9 | 8 |
| | 知的学級 | 25 | 22 | 22 | 20 | 18 | 20 |
| | 自閉症・情緒学級 | 22 | 30 | 30 | 29 | 28 | 31 |
| | 計 | 56 | 62 | 60 | 57 | 55 | 59 |
| 中学校 | 言語学級 | 3 | 5 | 5 | 2 | 2 | 2 |
| | 知的学級 | 9 | 12 | 10 | 11 | 13 | 15 |
| | 自閉症・情緒学級 | 22 | 19 | 24 | 21 | 22 | 18 |
| | 計 | 34 | 36 | 39 | 34 | 37 | 35 |
| 合計 | 言語学級 | 12 | 15 | 13 | 10 | 11 | 10 |
| | 知的学級 | 34 | 34 | 32 | 31 | 31 | 35 |
| | 自閉症・情緒学級 | 44 | 49 | 54 | 50 | 50 | 49 |
| | 計 | 90 | 98 | 99 | 91 | 92 | 94 |

図表 2-2-5-3 特別支援学校の通学者数

各年5月1日 単位：人

| 学校名 | | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 | 平成 24年 | 平成 25年 | 平成 26年 |
|------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 協和特別支援学校 | 小学部 | 15 | 14 | 13 | 17 | 17 | 15 |
| | 中学部 | 12 | 13 | 15 | 17 | 14 | 11 |
| | 高等部 | 21 | 23 | 17 | 18 | 22 | 25 |
| | 計 | 48 | 50 | 45 | 52 | 53 | 51 |
| 下妻特別支援学校 | 小学部 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | 中学部 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 高等部 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 訪問 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 7 | 6 | 4 | 2 | 2 | 3 |
| 友部特別支援学校 | 小学部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 中学部 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 高等部 | 2 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 4 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 水戸高等特別支援学校 | 高等部 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 小学部 | 18 | 17 | 14 | 18 | 18 | 17 |
| | 中学部 | 14 | 16 | 16 | 18 | 15 | 12 |
| | 高等部 | 28 | 27 | 22 | 18 | 22 | 25 |
| | 訪問 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 62 | 62 | 53 | 54 | 55 | 54 |

6. その他障がい福祉に関する指標

図表 2-2-6-1 知的資源の状況

社会福祉協議会 平成 26 年 5 月 30 日現在 単位：人

| 団体名等 | 人数 |
|------------------|-------|
| 市内の障がい者団体 | 89 |
| 民生委員児童委員 | 100 |
| 身体障害者相談員 | 3 |
| 知的障害者相談員 | 2 |
| 桜川市ボランティア連絡会加盟団体 | 879 |
| その他のボランティア | 105 |
| 合計 | 1,178 |

図表 2-2-6-2 市内の障がい者団体

社会福祉協議会 平成 26 年 5 月 30 日現在 単位：人

| 団体名 | 人数 |
|--------------|----|
| 身体障害者福祉協会 | 37 |
| 心身障害児（者）父母の会 | 31 |
| 聴覚障害者協会 | 21 |
| 合計 | 89 |

図表 2-2-6-3 桜川市ボランティア連絡会加盟団体
 社会福祉協議会 平成 26 年 5 月 30 日現在 単位：人

| 団体名 | 活動内容 | 人数 |
|-------------------|--|-----|
| 朗読の会 虹 | 絵本・紙芝居の読み聞かせ、カーテンシアターの開催。 | 14 |
| ボランティア 山鳩会 | ひとり暮らし高齢者への食事サービスと安否確認。料理研究会。 | 33 |
| 桜川市つれづれの会 | 環境美化ボランティア。 | 33 |
| 桜川市更生保護女性会 | 次世代を担う青少年の健全な育成に勤める。過ちに陥った人たちの立ち直りを助ける。 | 46 |
| フラワーボランティア | ひとり暮らし高齢者や障がいのある方へ自分たちで栽培した花を届けながらの安否確認や話し相手。 | 9 |
| 桜川市食生活改善推進員協議会 | 食を中心とした健康づくりのための伝達講習、食生活改善に関する広報活動や料理教室の開催。 | 138 |
| 地域女性会 | 施設訪問ボランティア、イベントボランティア、交流会や研修会の開催。 | 275 |
| 桜川市赤十字奉仕団 | 一人暮らし高齢者への食事サービス、献血事業への協力、美化クリーン作戦に協力。 | 168 |
| 桜川市シルバーリハビリ体操指導士会 | 生きいきサロンでの介護予防体操の指導。市民健康講座の開催。地区での健康体操普及活動等。 | 51 |
| 桜川市くらしの会 | 消費者問題啓発。環境美化。研修会開催等。 | 76 |
| NPO法人育泳会 | 水泳指導を通じての障がい児（者）等のリハビリ等の支援活動。 | 16 |
| 桜川笑いヨガクラブ | 積極的に笑うことで、笑いの健康効果により豊かな心を育み、他団体との協調を図り、地域の健康づくりを目的に活動を行っている。 | 20 |
| 合計 | | 879 |

図表 2-2-6-4 各種手当の受給状況

社会福祉課 平成 26 年 12 月 1 日現在 単位：人

| 手当等名 | 受給対象 | 人数 |
|-------------|--|----|
| 特別障害者手当 | 在宅で著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方（20 歳以上） | 47 |
| 障害児福祉手当 | 在宅で著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方（20 歳未満） | 12 |
| 経過的福祉手当 | 国民年金法改正以前の福祉手当受給者で、障害基礎年金を受給できない方の救済のため、旧法による福祉手当を支給 | 5 |
| 在宅障害児福祉手当 | 心身に障がいのある在宅の 20 歳未満の障がい児の養育者 | 51 |
| 特別児童扶養手当 | 障がいのある 20 歳未満の児童を家庭で養育している父母等の養育者 | 63 |
| 心身障害者扶養共済年金 | 保護者が死亡または身体に著しい障害を有することになった心身障がい者（児） | 18 |

第3節 アンケート調査結果より

1. 調査の概要

市内在住の身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病認定のある人を対象に障害福祉サービスについてのニーズ調査や意識、より良いまちづくりに向けた意見を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(1) 調査設計

| | |
|------|---|
| 対象者数 | 身体障害者手帳所持者 680人 療育手帳所持者 150人 精神保健福祉手帳所持者 70人 難病認定者 100人 計 1,000人 |
| 抽出方法 | 無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵便配布、郵送回収による調査 |
| 調査期間 | 平成26年7月29日(火)～平成26年8月31日(日) |

(2) 回収結果

| 調査対象 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|--------|--------|------|-------|
| 1,000人 | 1,000件 | 551件 | 55.1% |

(3) 集計結果の見方

集計結果は、すべて少数点以下第二位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがあります。

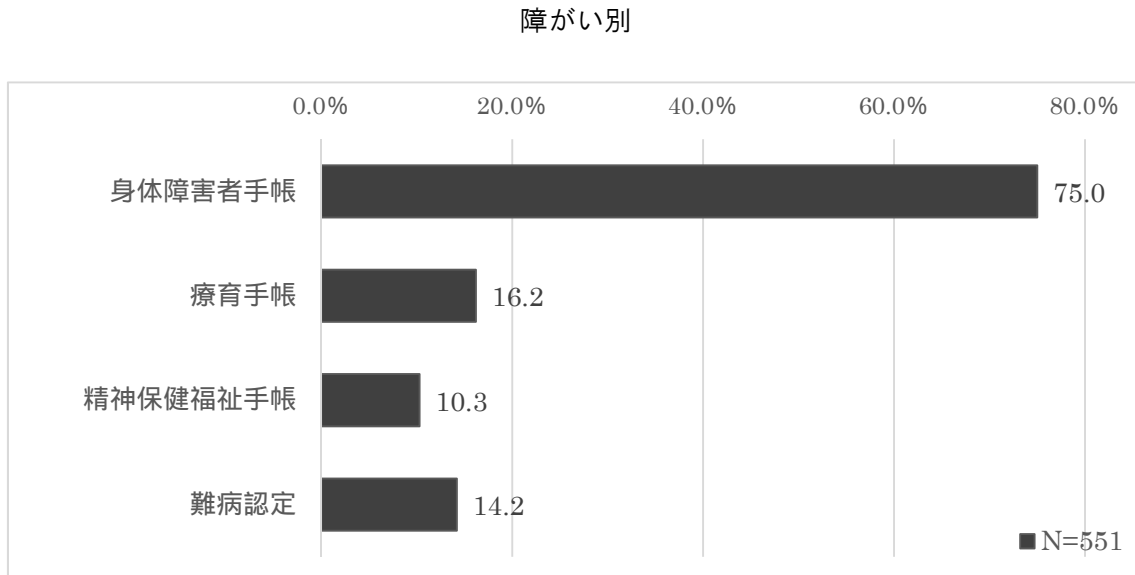
複数の回答を依頼した質問では、比率の合計が100%を超えることがあります。

回答比率(%)は、その質問の回答者数(N=母集団)として算出しました。

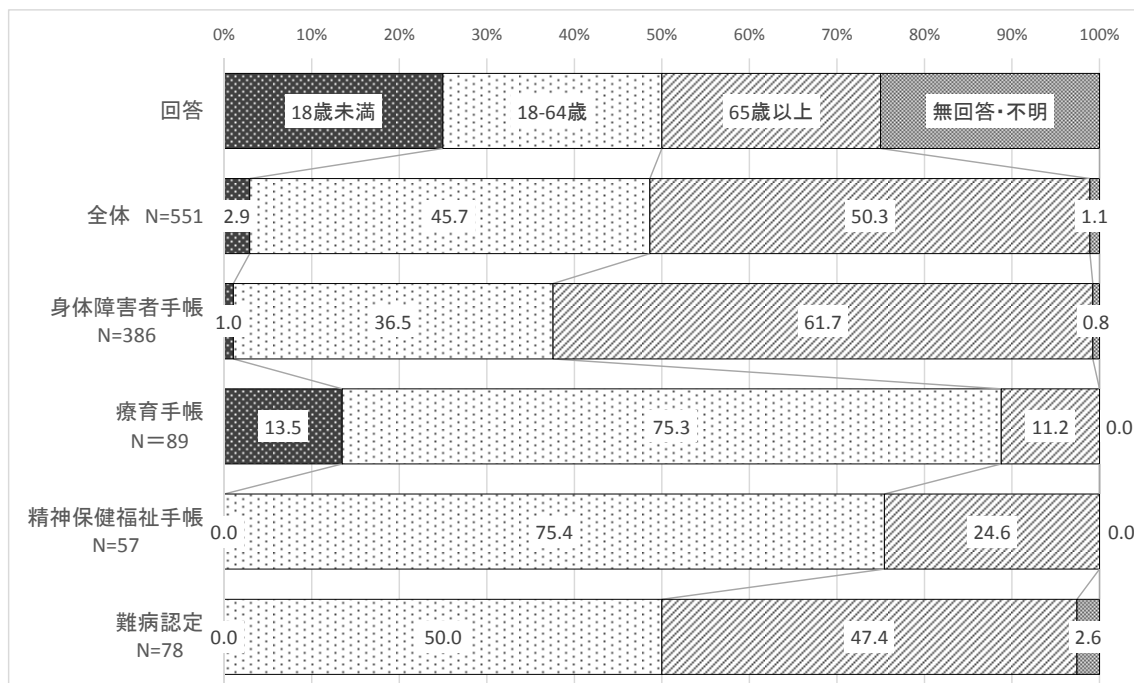
設問に対し、無回答や記入の判別ができないものは、「無回答・不明」としました。

2. 調査結果の概要

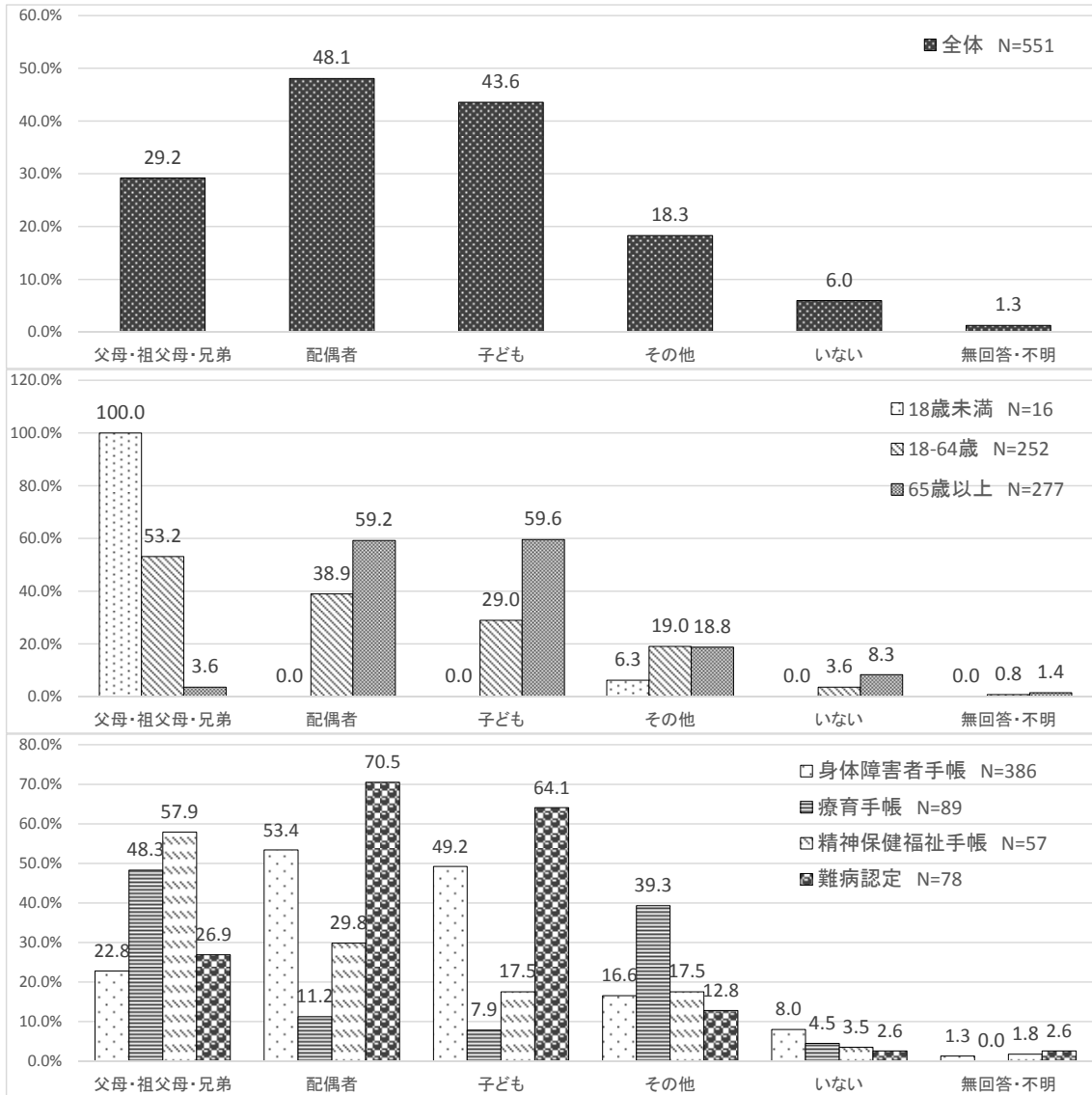
(1) 障がい者の属性



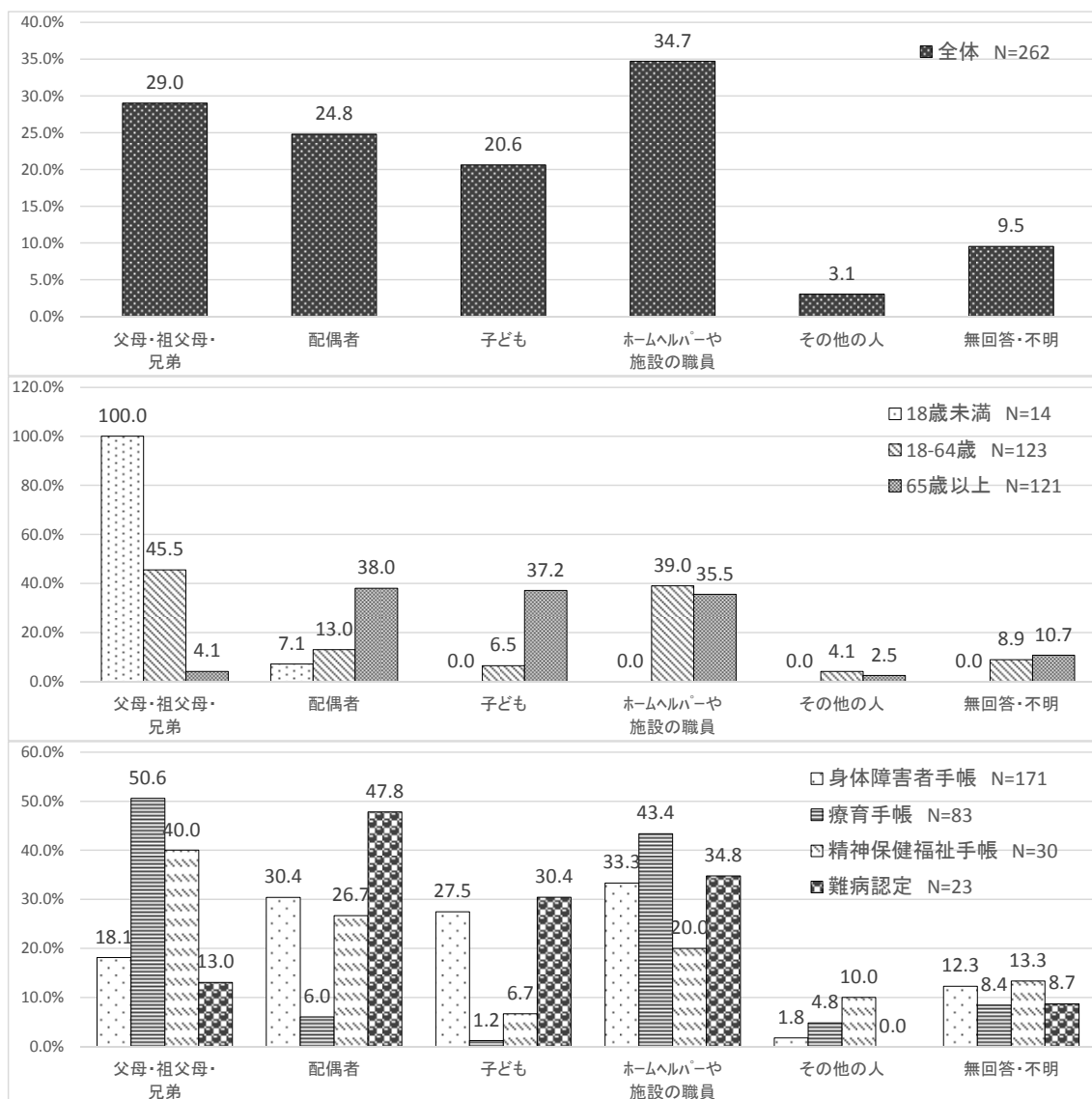
問. あなたの年齢をお答えください。



問. 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。



問. あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。



まとめ

身体障害者手帳所持者は高齢者が多く、配偶者が介助しながら暮らしている、またはホームヘルパーや施設の職員の介助を受けている方が多い傾向です。

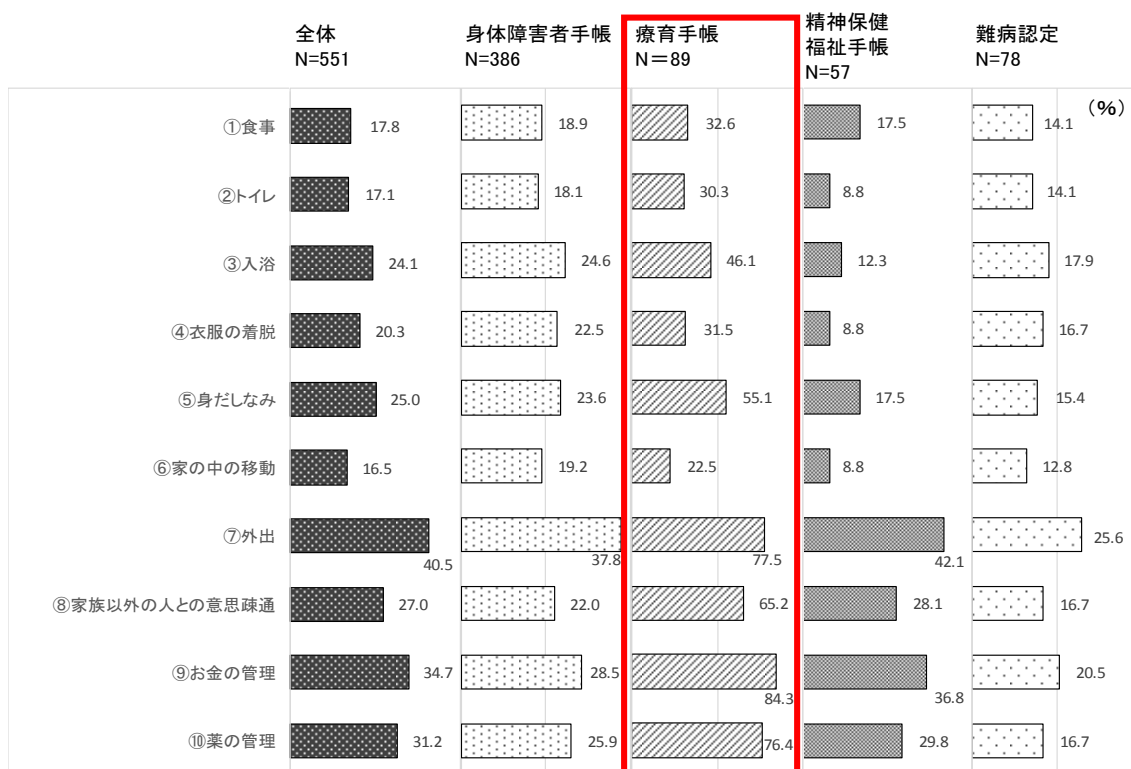
療育手帳所持者は若年層が多く、父母・祖父母・兄弟が介助しながら暮らしている一方、それ以外の方はホームヘルパーや施設の職員に介助してもらっている傾向があります。

精神保健福祉手帳所持者は、18～64歳に多くなっています。

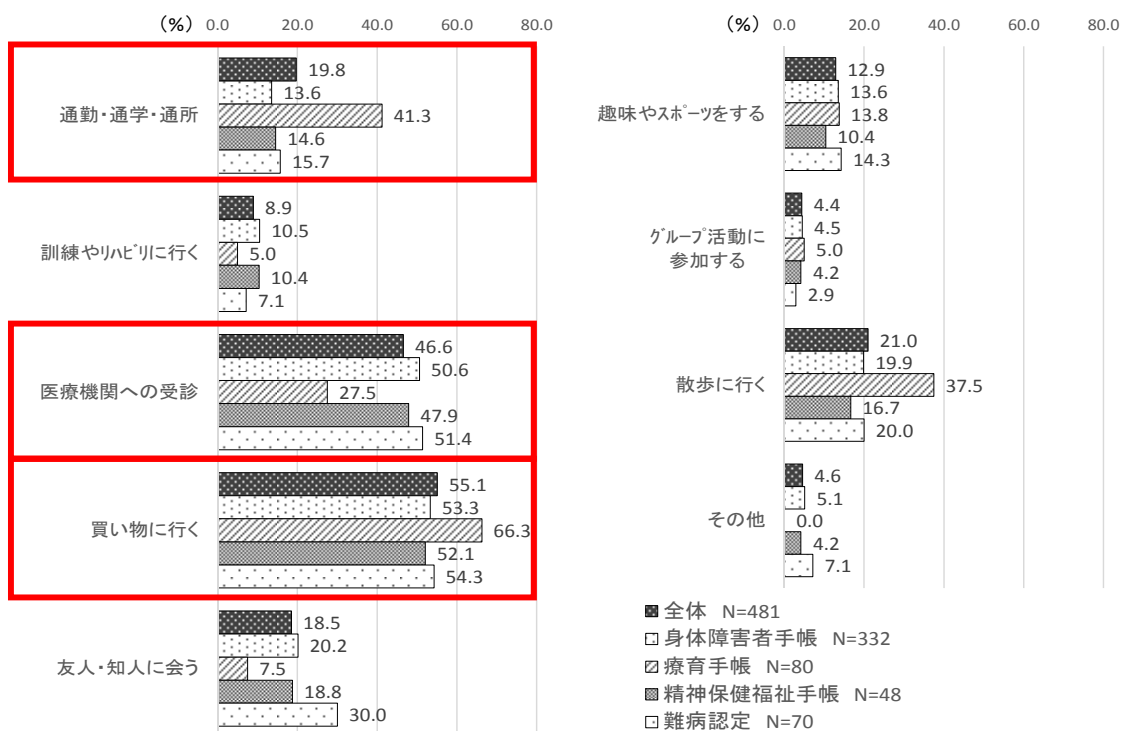
難病認定者は18歳以上の方で占められており、配偶者が介助しながら子どもと一緒に暮らしている方が多い傾向です。

(2) 日常生活について

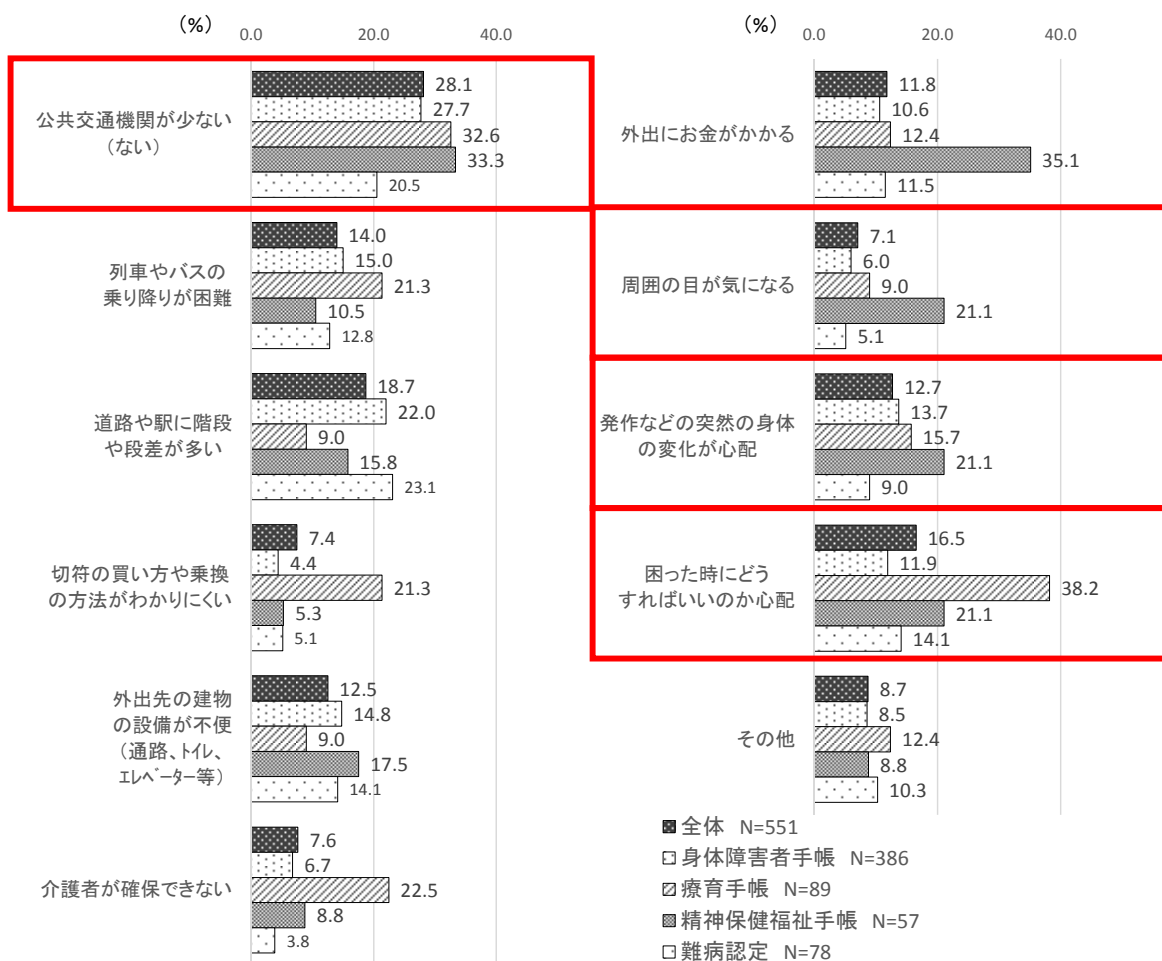
問. 次の日常生活で、介助が必要ですか。※必要がある項目のみ



問. あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。※無回答除く



問. 外出する時に困ることは何ですか。 ※無回答除く



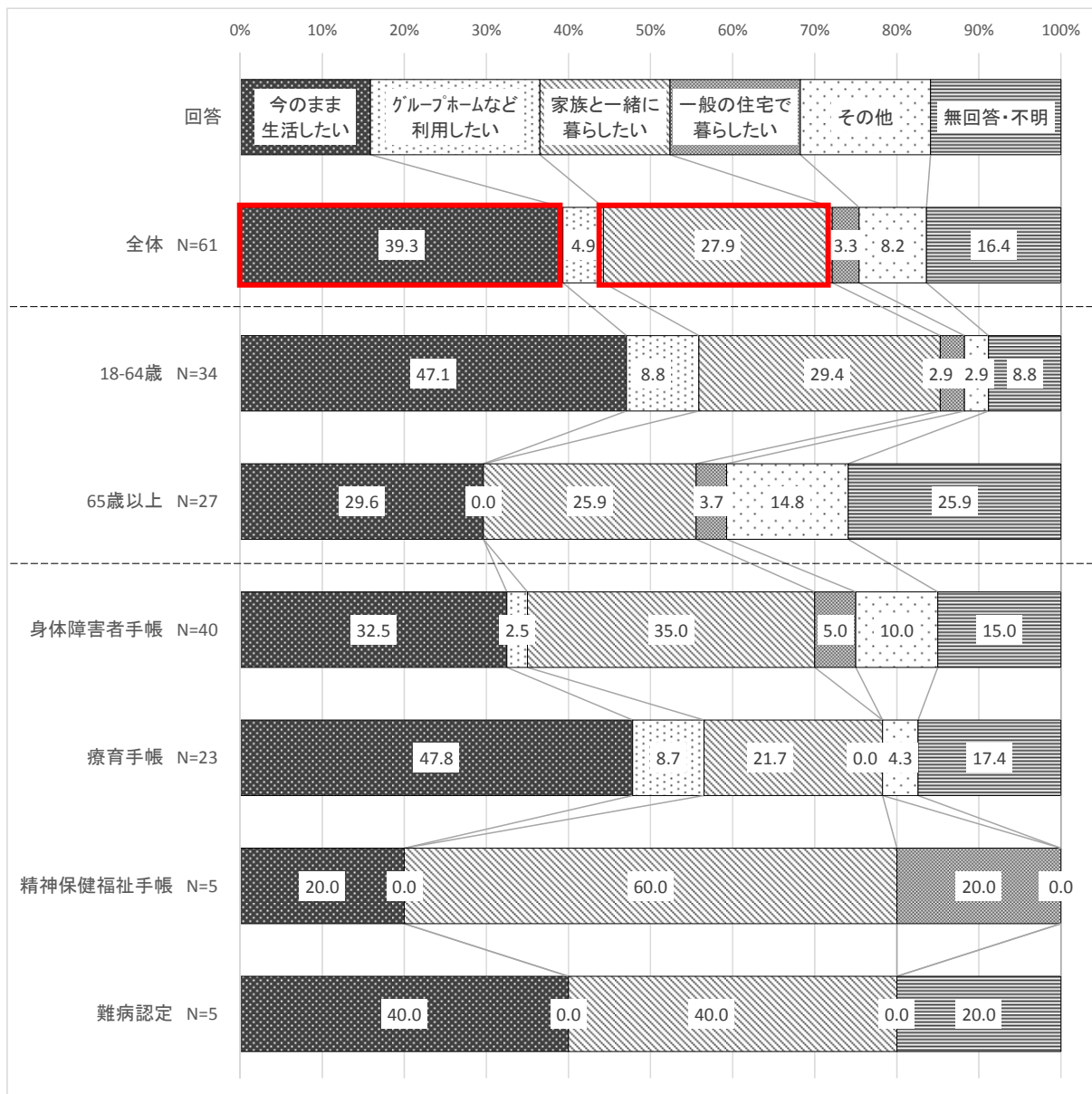
まとめ

療育手帳所持者では 10 項目中 5 項目において、半数以上の方が介助を必要としており、特にお金や薬の管理についての介助を必要とする方の割合が高い傾向にあります。

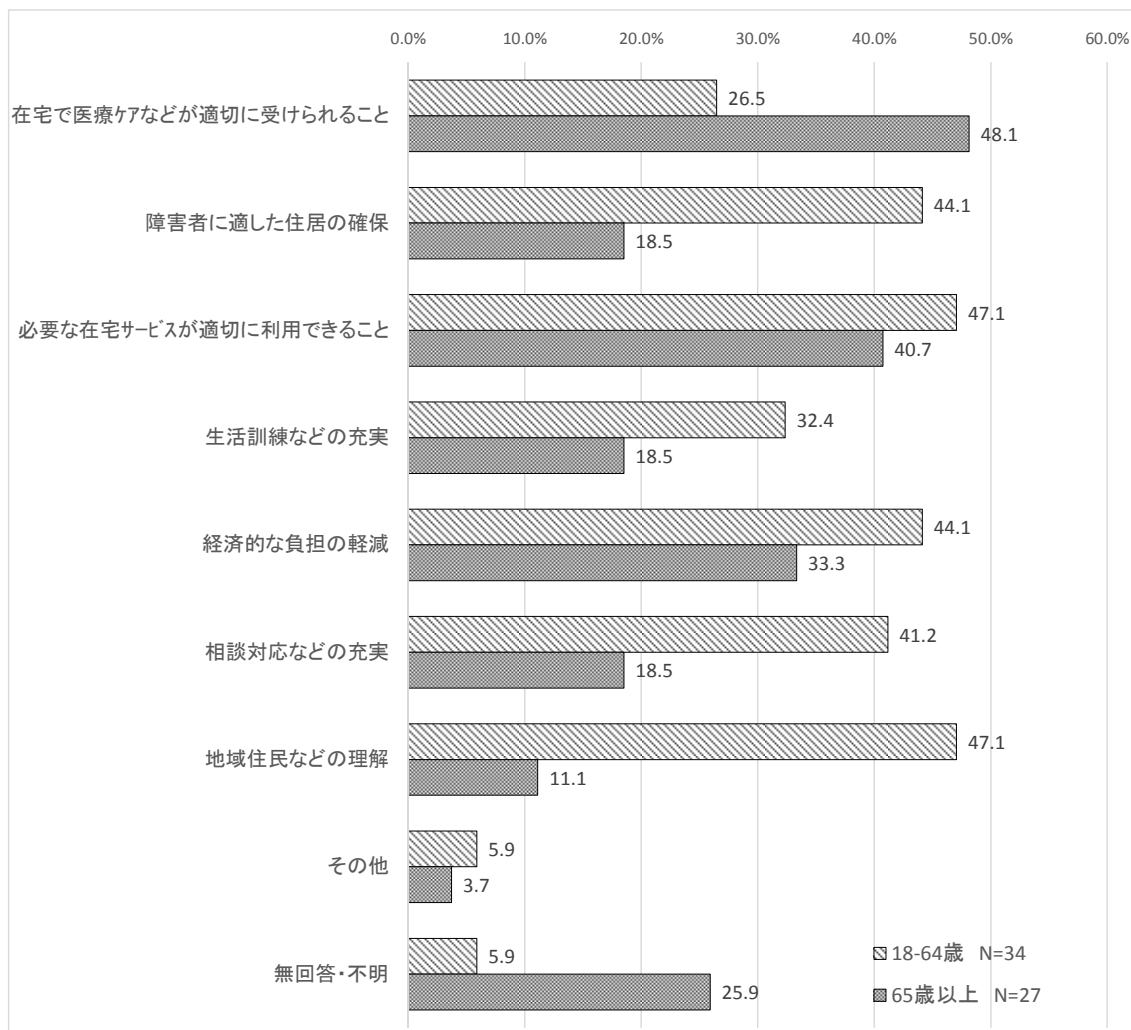
外出の目的としては、買物と医療機関への受診が多く、療育手帳所持者は若年層が多いことから通勤・通学・通所が多くなっています。外出の際に困ることについては、公共交通機関が少ない(ない)との回答が多くなっていますが、療育手帳所持者や精神保健福祉手帳所持者では、周囲の目が気になることや困ったときにどうすればいいか心配などの外出時の対応についての回答も多くなっています。

(3) 住まいについて

問. あなたは将来どのように生活したいと思いますか。



問. 前ページで答えた生活をするためには、どのような支援があればよいと思いますか。



まとめ

約4割の人が将来の生活について現状のままで暮らしたいと答えていますが、家族と一緒に暮らしたいと考える方も多くなっています。

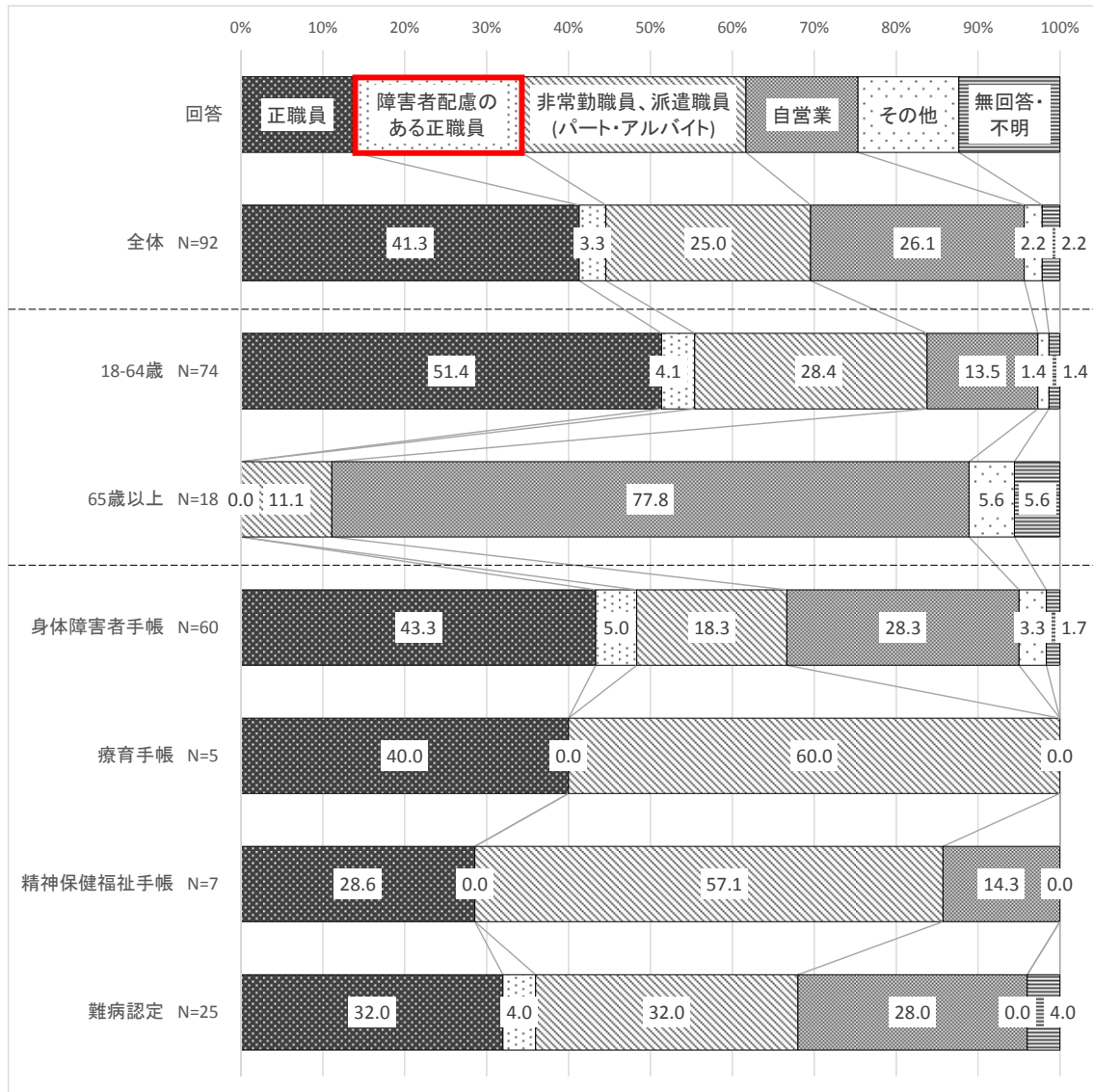
また、今後の生活をしていくうえで、多様な支援を求めていることがうかがえます。

18～64歳の方については、5つの支援項目で4割となっており、必要な在宅サービス、地域住民などの理解等全体的な支援を必要としていることが分かります。

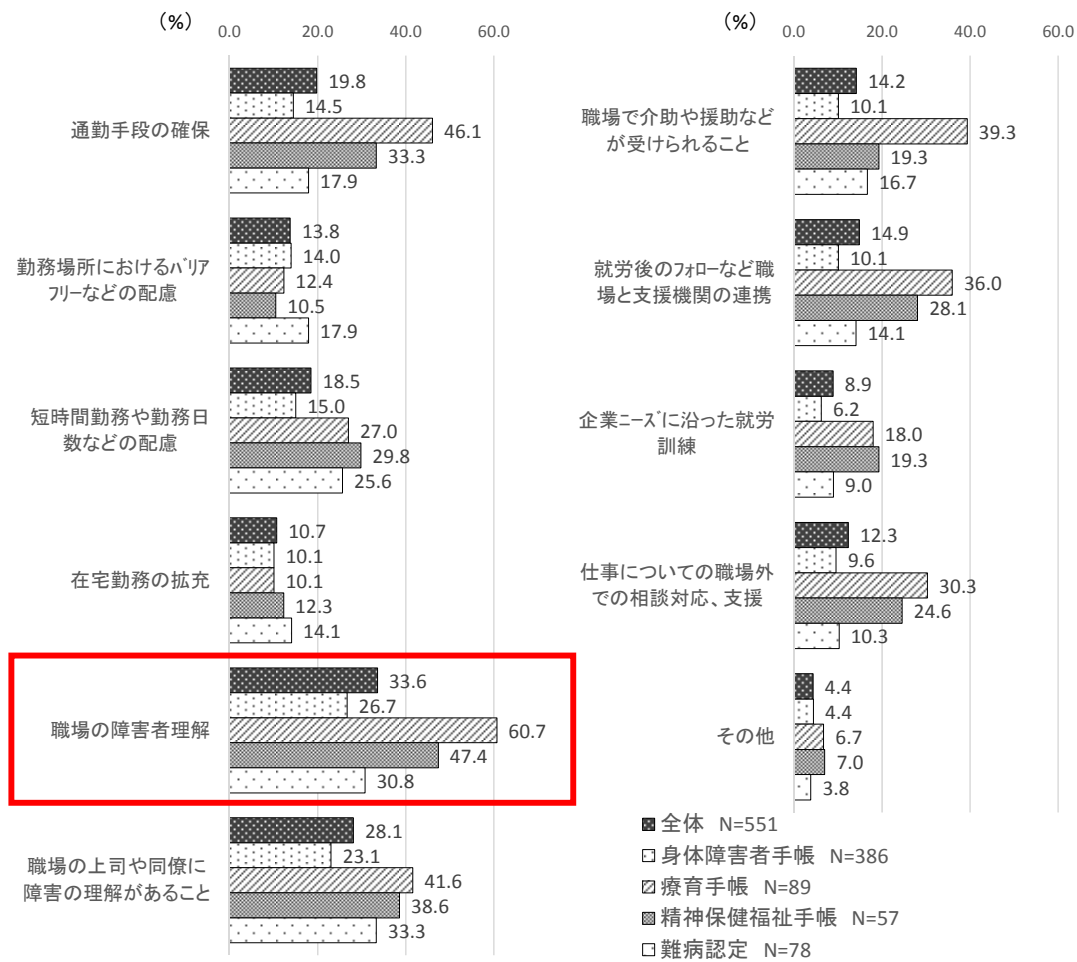
65歳以上の高齢の方については、在宅で医療ケアなどが適切に受けられること等在宅での支援を求めていることが読み取れます。

(4) 就労について

問. どのような勤務形態で働いていますか。



問. あなたが、収入を得る仕事をするためには、どのような支援が必要だと思いますか。



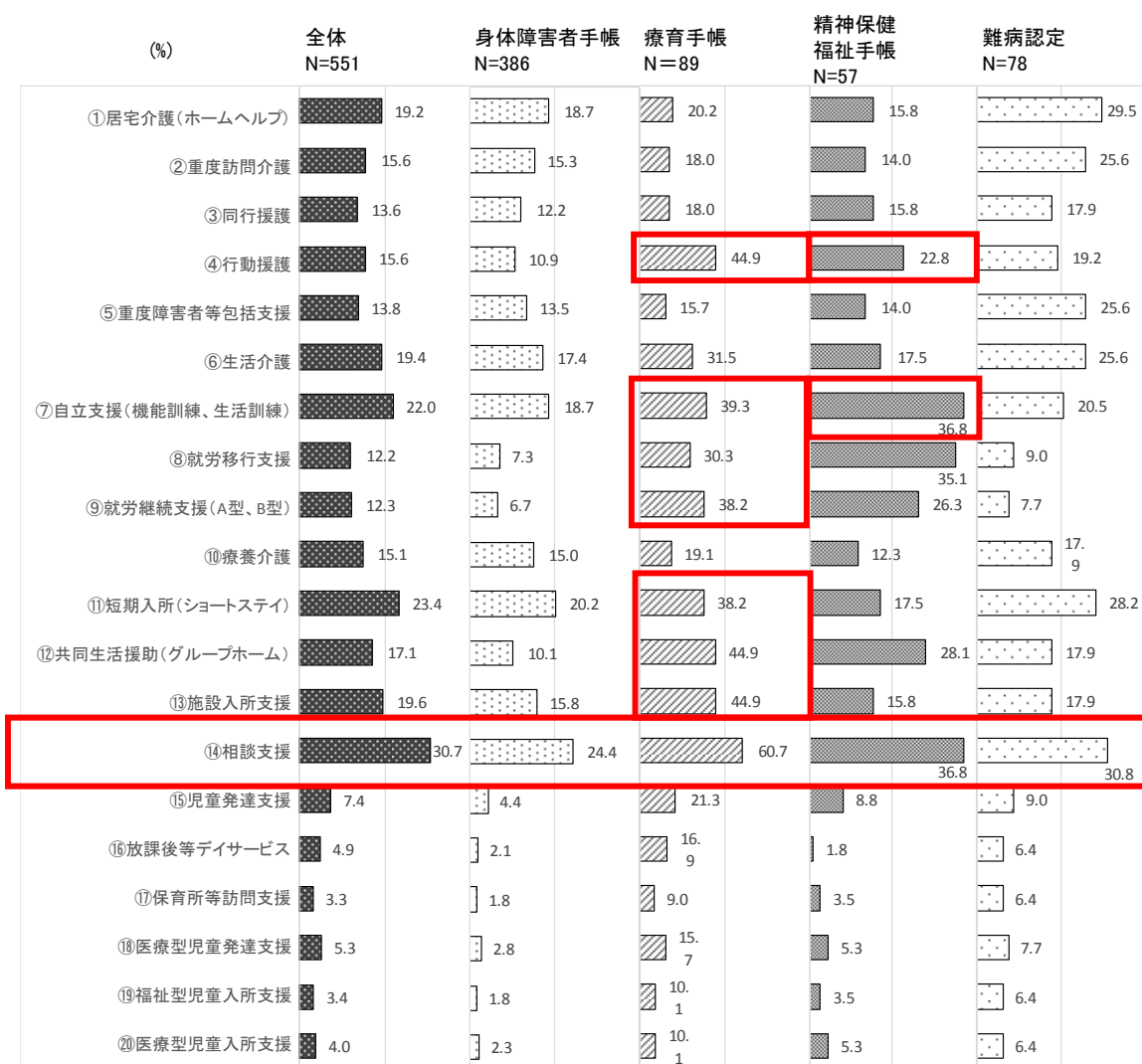
まとめ

現在、就業されている方では、全体として障がいのある人への配慮のある就業は少ない状況です。療育手帳所持者・精神保健福祉手帳所持者は半数以上が非常勤職員や派遣職員となっています。

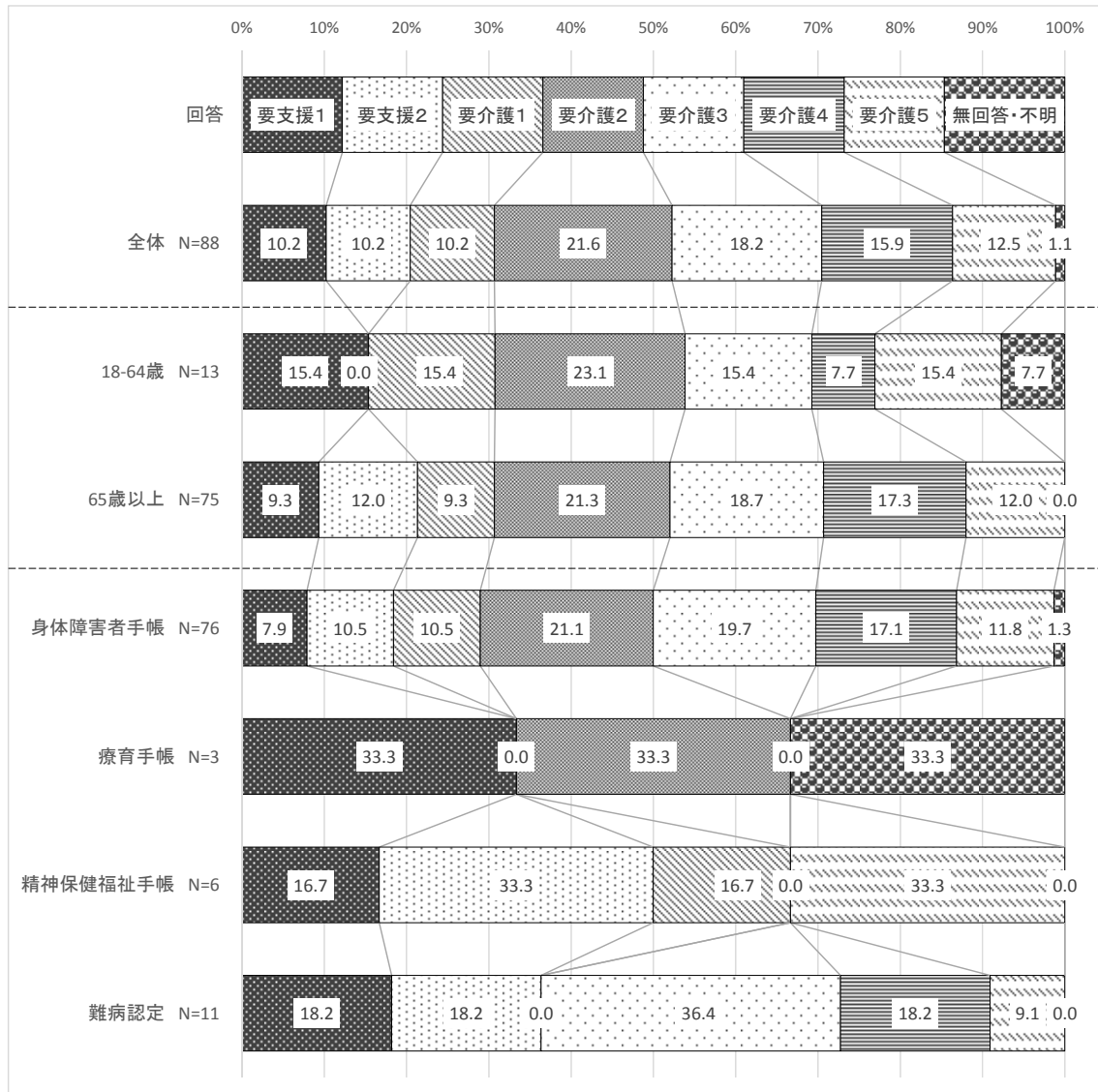
就労に関して求められている支援としては、職場の障がい者理解が多くなっていますが、療育手帳所持者に関しては障がいに対する理解だけでなく多面的な支援を必要としています。

(5) 障害福祉サービスについて

問. あなたは、次のサービスを今後利用したいと思いますか。※利用したい項目のみ



問. あなたは、介護保険によるサービスを利用していますか。



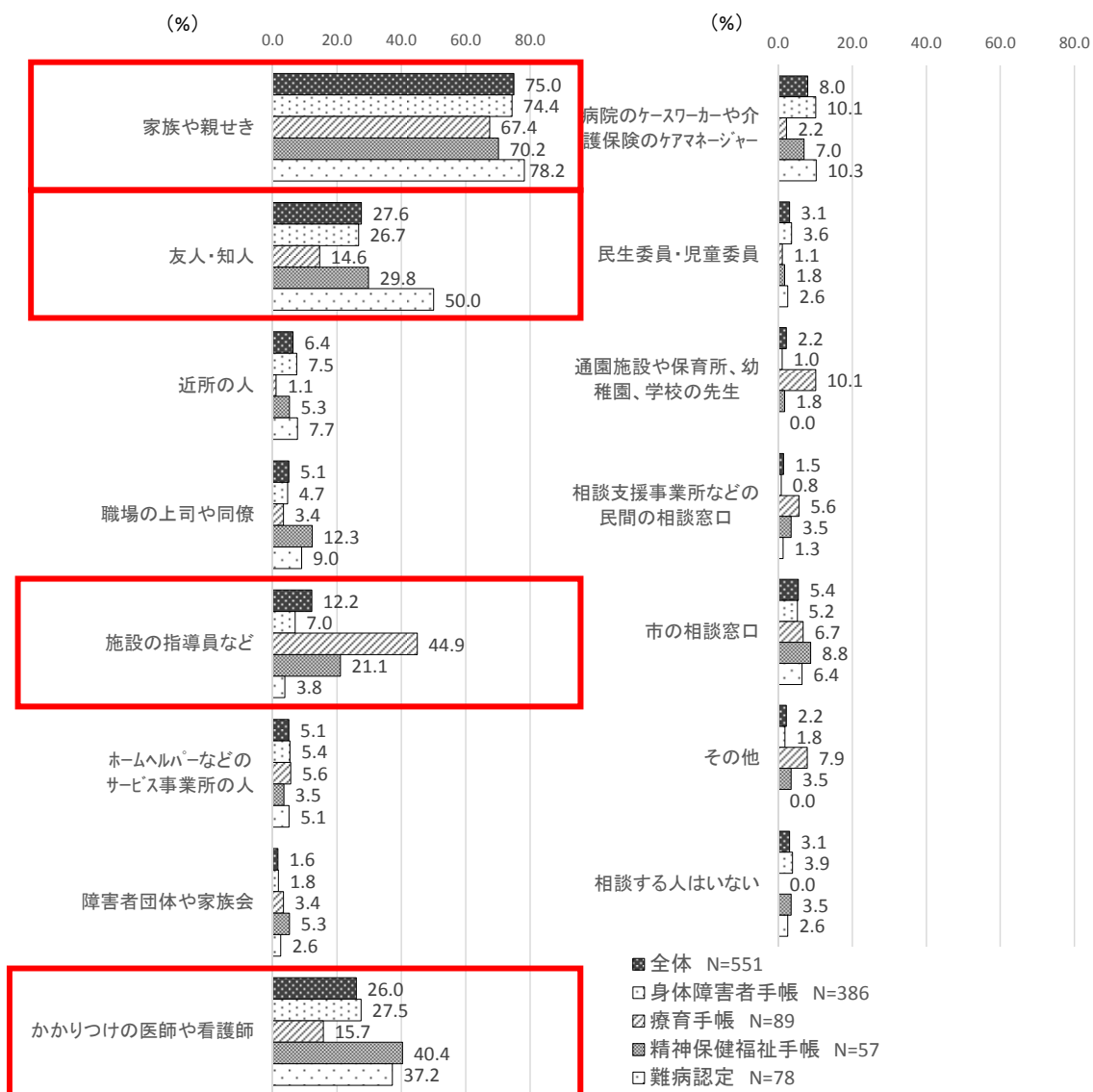
まとめ

障害福祉サービスは、全体として相談支援を利用したいと考えている方が最も多くいます。また、短期入所や共同生活援助などのサービスの利用希望が多いことから、不安を抱えながら生活している方が多いことがうかがえます。

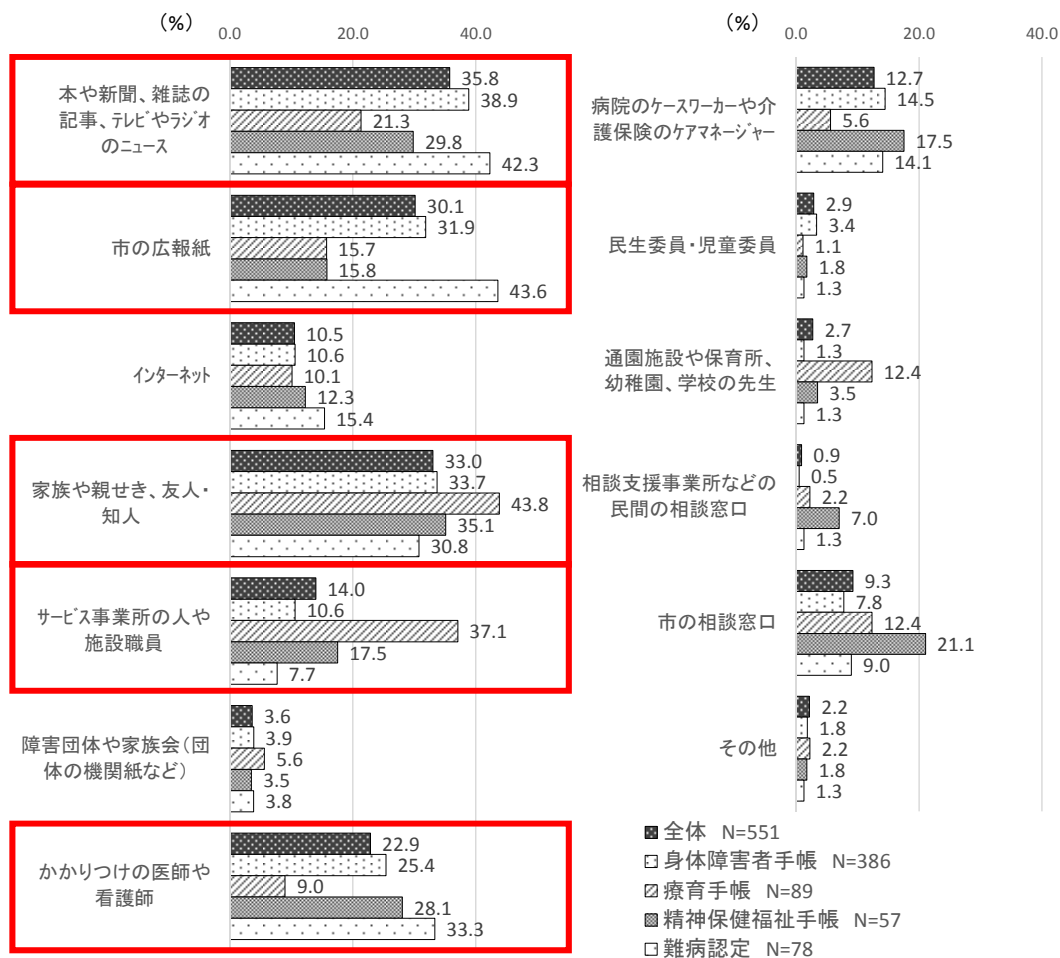
療育手帳所持者や精神保健福祉手帳所持者は行動援護や就労移行支援、就労継続支援等や自立訓練の希望が多く、自立した生活を送りたいと考えている人が多いようです。

(6) 相談・福祉の情報について

問. あなたは普段、悩みや困ったことなどをどなたに相談しますか。



問. あなたの障がいのことや福祉サービス等に関する情報をどこから知ることが多いですか。

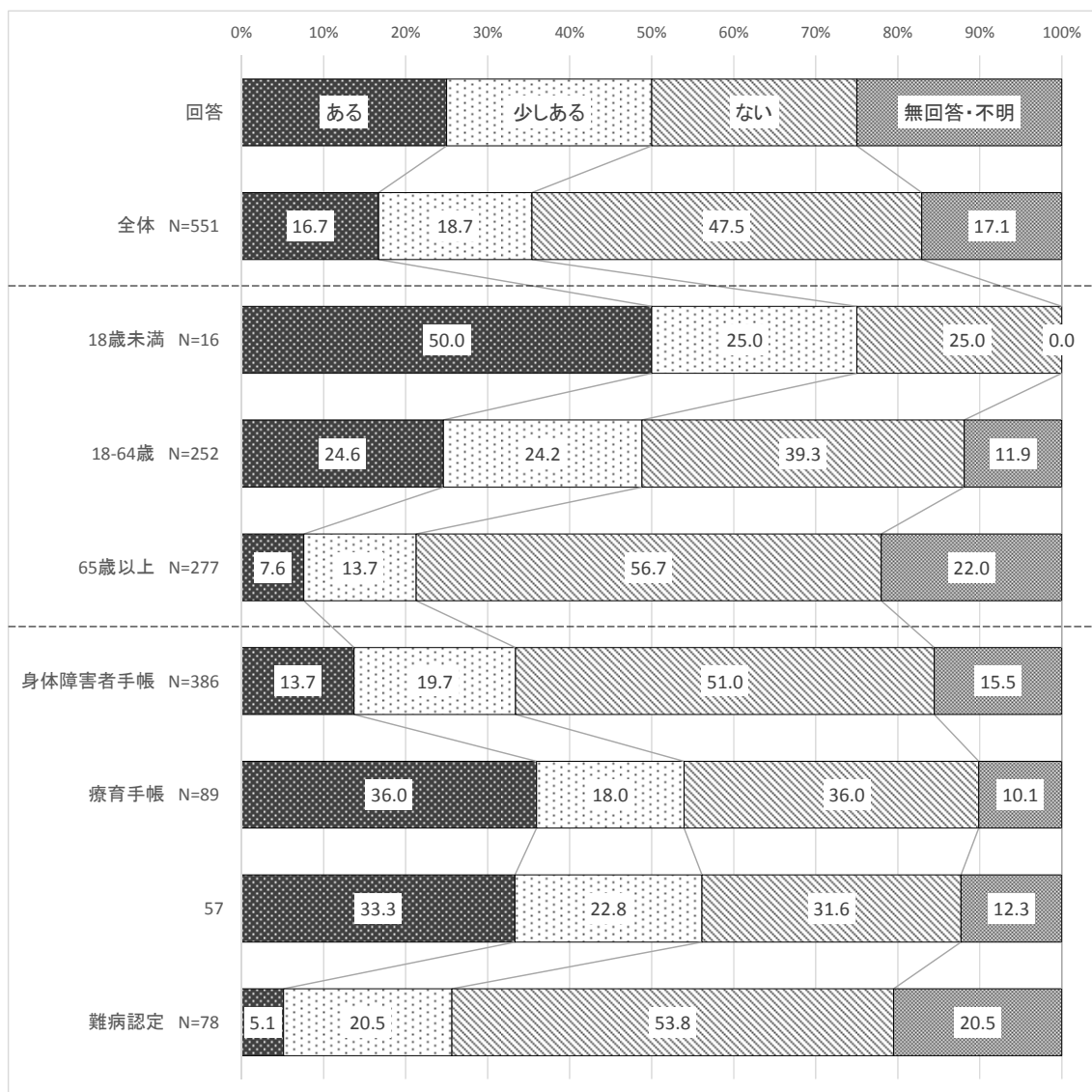


まとめ

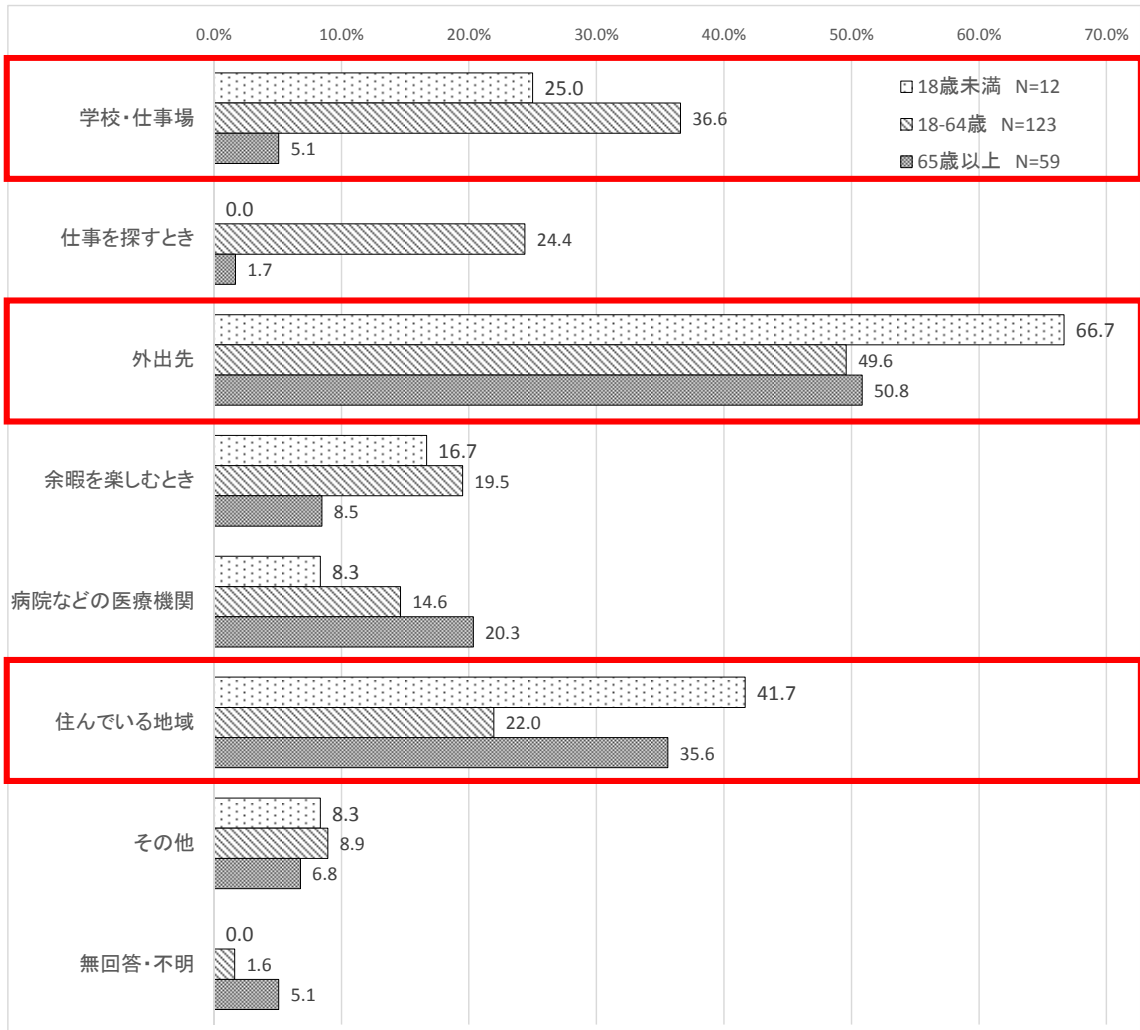
相談相手としては、主に家族や親せきが最も多く、次いで施設の指導員、かかりつけ医や看護師となっています。難病認定者は友人・知人も多くなっています。また、福祉の情報は相談相手から収集する他に本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュースや市の広報紙でも情報を収集しています。

(7) 権利擁護について

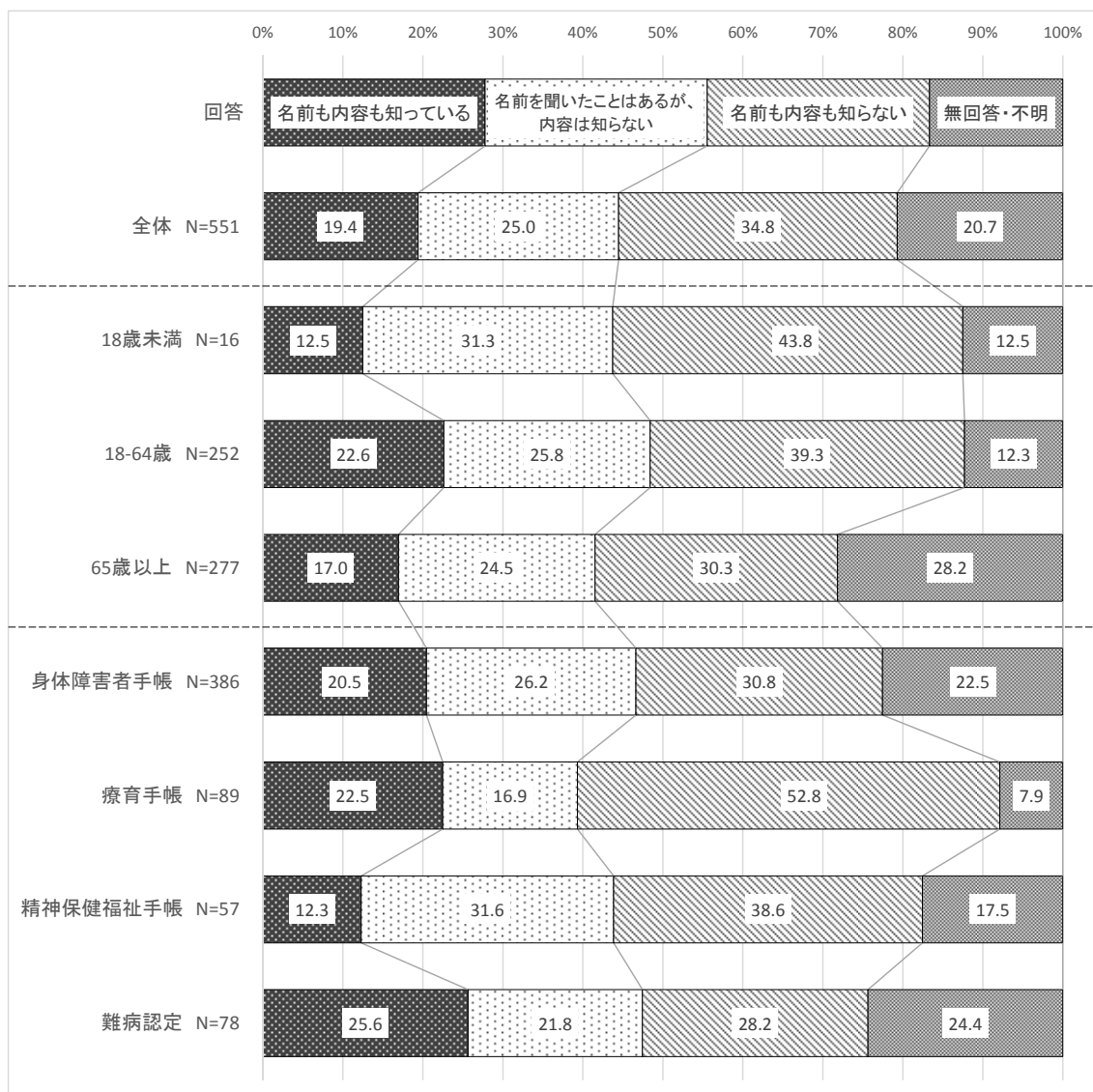
問. あなたは障がいがあることで差別やいやな思いをすること（したこと）がありますか。



問. どのような場所で差別やいやな思いをしましたか。



問. 成年後見制度についてご存知ですか。



まとめ

18歳未満の半数の方が、障がいがあることで差別やいやな思いをすること(したこと)があると答えています。

どのような場合でとの問いには学校や職場も多くなっていますが、それよりも外出先でいやな思いをすることが多いと答えています。また、住んでいる地域でもいやな思いをする方が少なくはない状況です。

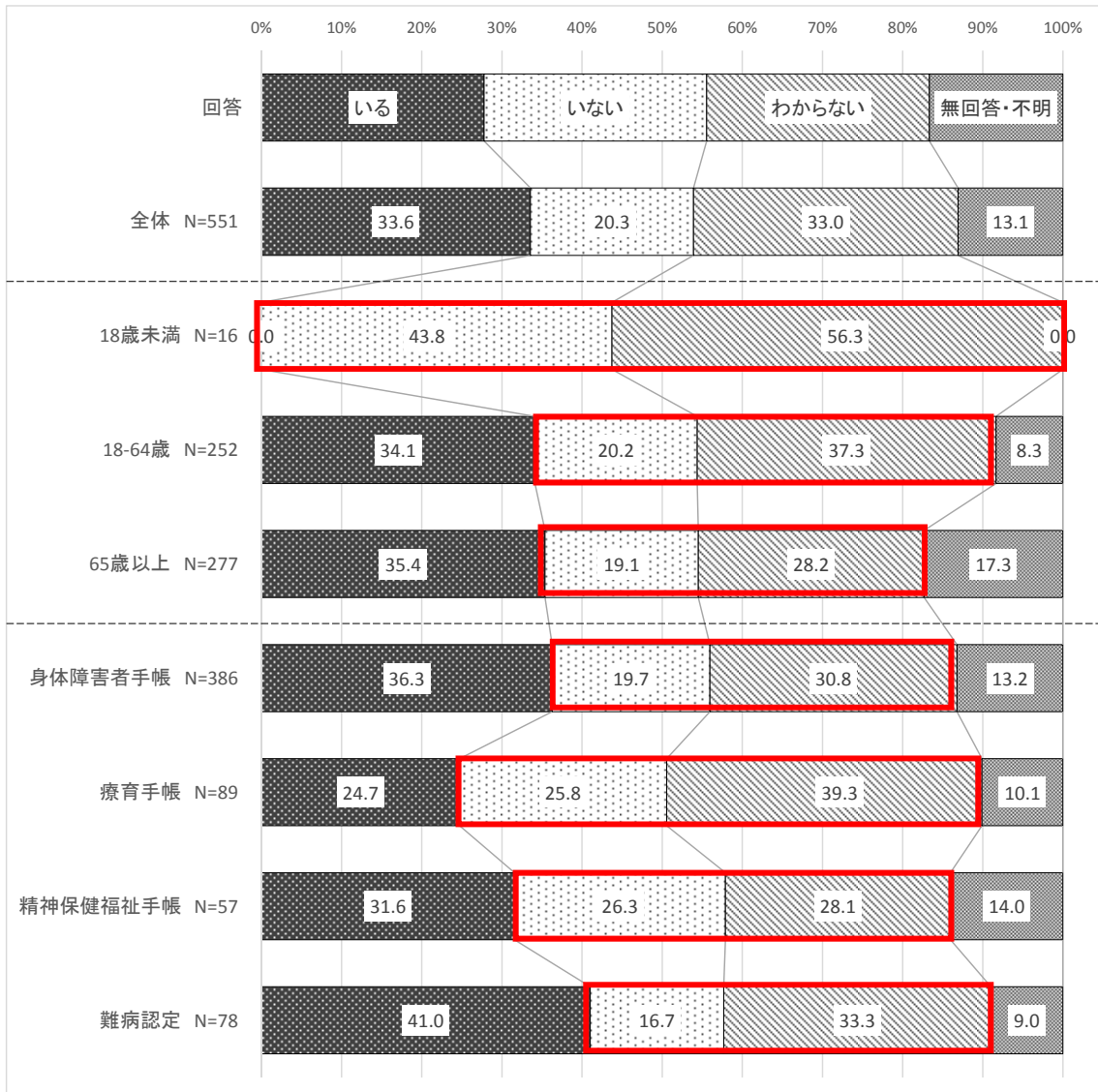
成年後見制度に関しては内容まで知っている人は少ない状況です。

(8) 災害時の避難について

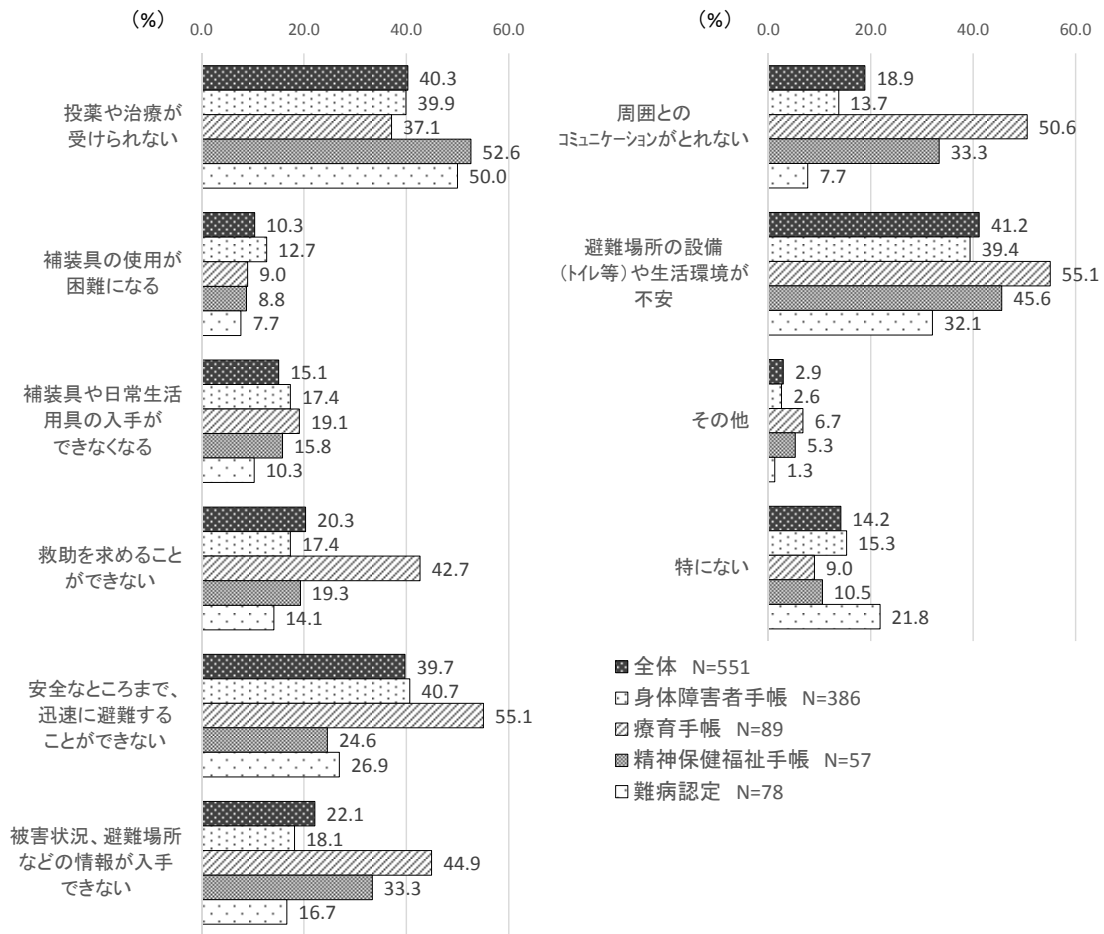
問. あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。



問. 家族が不在な場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。



問. 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。



まとめ

全体の半数以上が一人で避難できない・一人で避難できるかわからないと回答しており、特に療育手帳所持者が多くなっています。また、近所にも家族以外に助けてくれる人があまりいない状況となっています。

災害時については、避難時の意思疎通や避難行動、避難後の生活への不安が大きいことがうかがえます。

第3章 桜川市の目指す姿

第1節 基本理念

桜川市第1次総合計画・基本構想では、市の将来像に「伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市 ～やすらぎのまち 桜川～」を掲げ、「自治」「安心」「育成」「調和」「自立」の基本理念に則り、次の5つの基本政策を示しています。

1. 市民と行政による豊かな地域の自治づくり
2. 安心と安らぎのある健康福祉社会づくり
3. 豊かな心と生きがいを育む教育・文化環境づくり
4. 快適で潤いのある生活環境づくり
5. 魅力と活力のある産業社会づくり

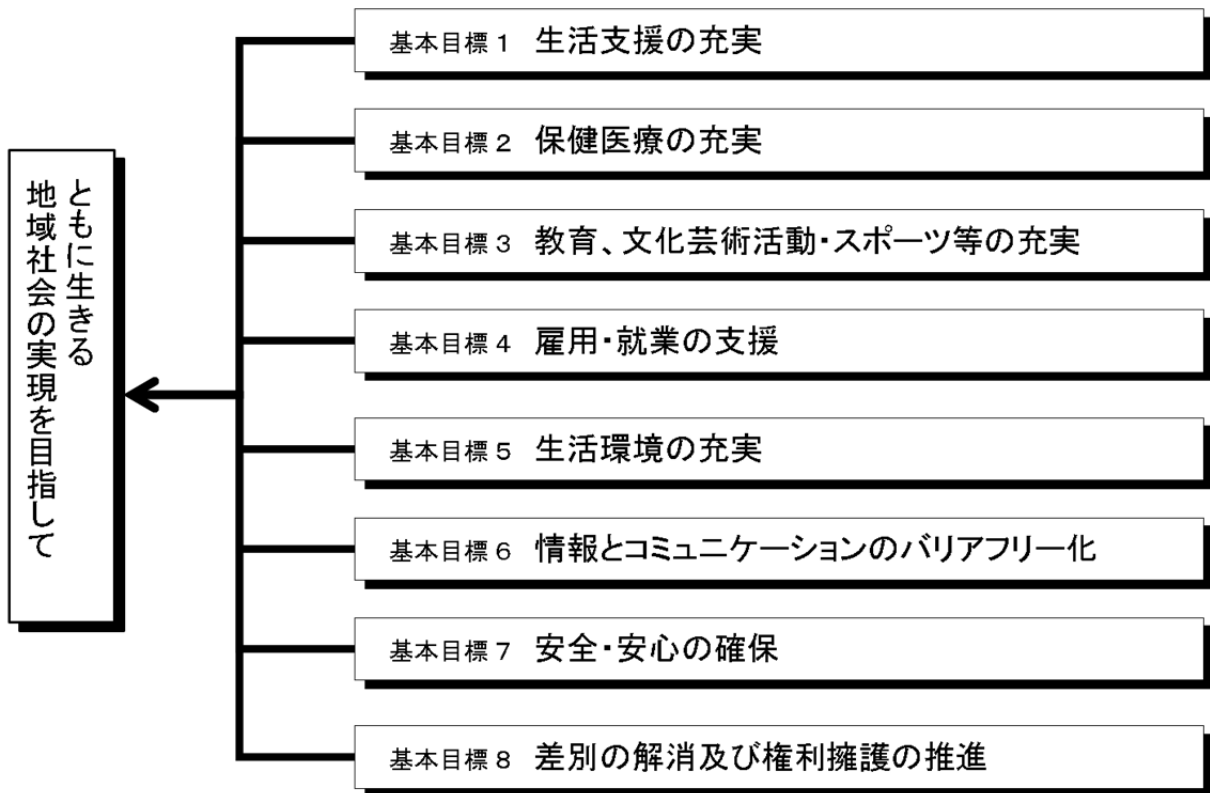
「桜川市障害者計画」及び「第3期桜川市障害福祉計画」では、市の将来像と上の5つの基本政策を推進し、障がいの有無で区別されることなく社会生活をともにするノーマライゼーションと完全参加の社会を実現するために取り組んでまいりました。本計画においても、引き続き「桜川市障害者計画」及び「第3期桜川市障害福祉計画」の基本理念を継承し、本市の障がい者福祉を推進してまいります。

基本理念

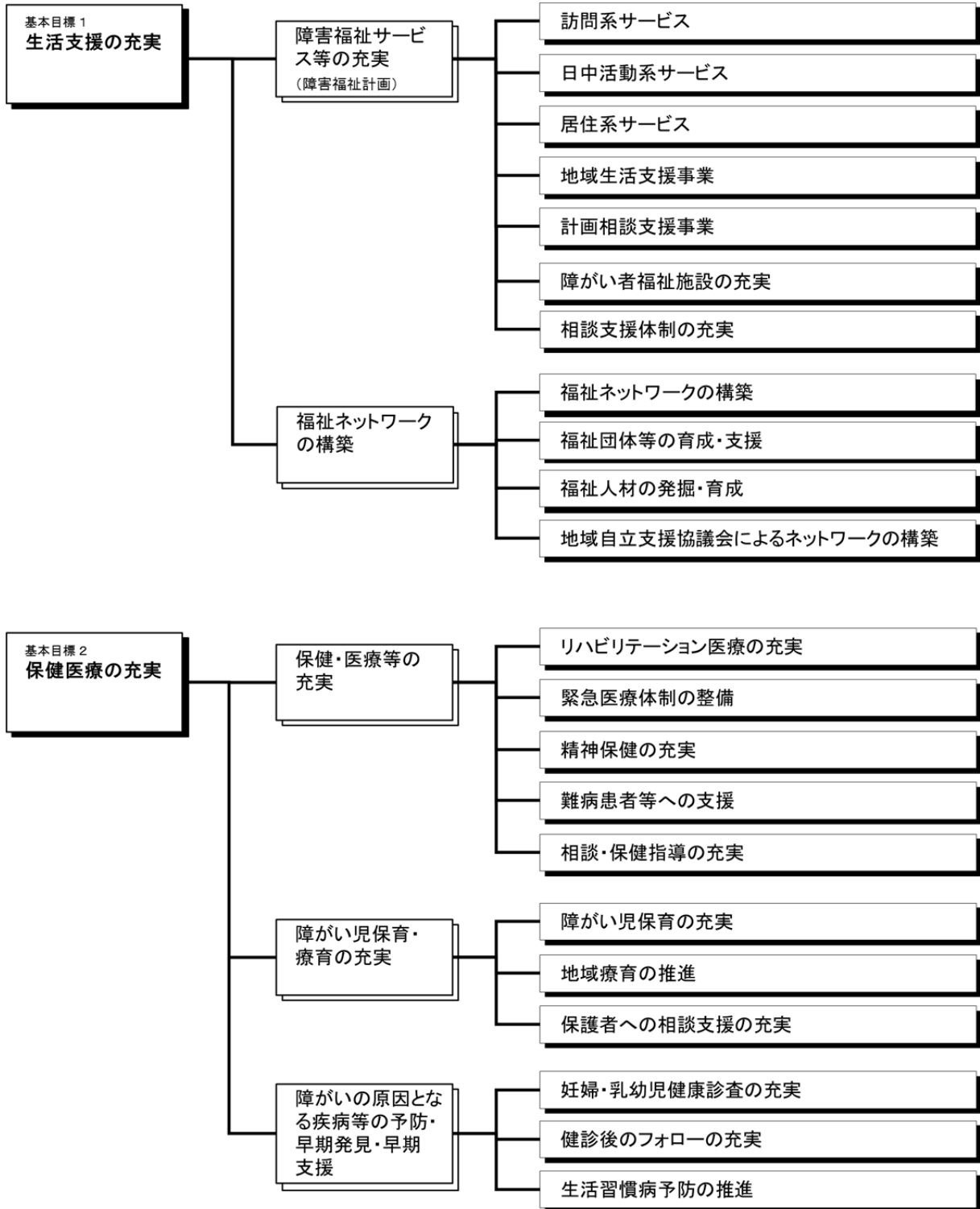
ともに生きる
地域社会の実現を目指して

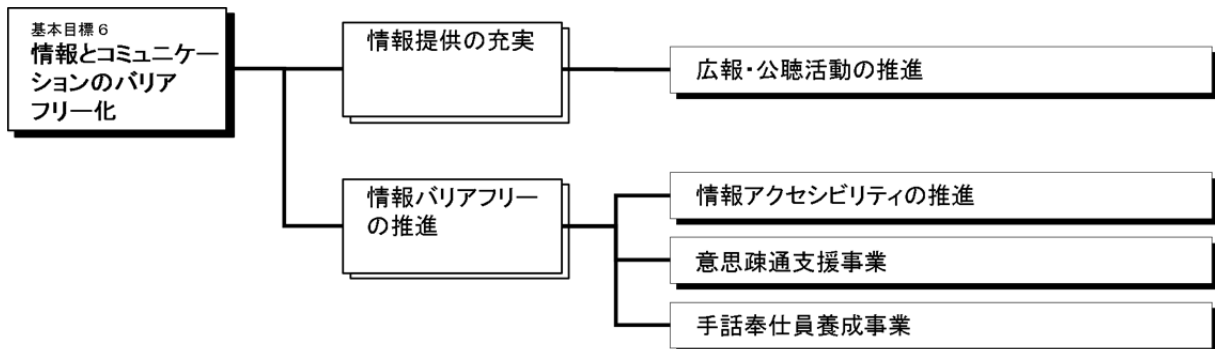
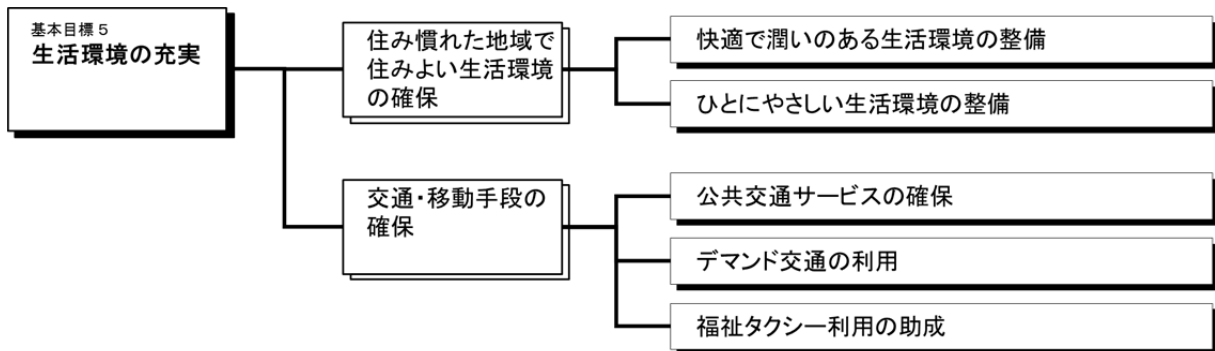
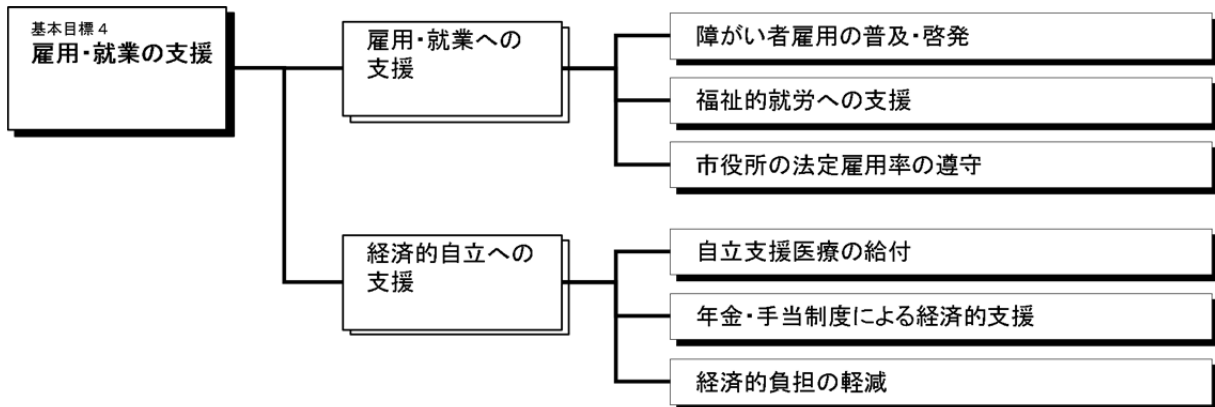
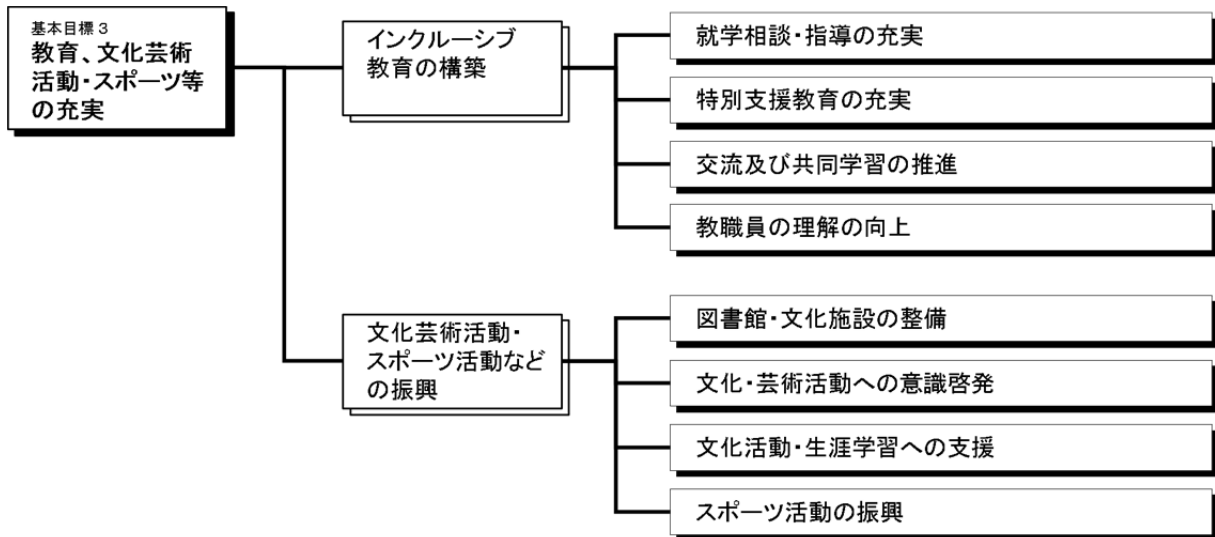
第2節 基本目標

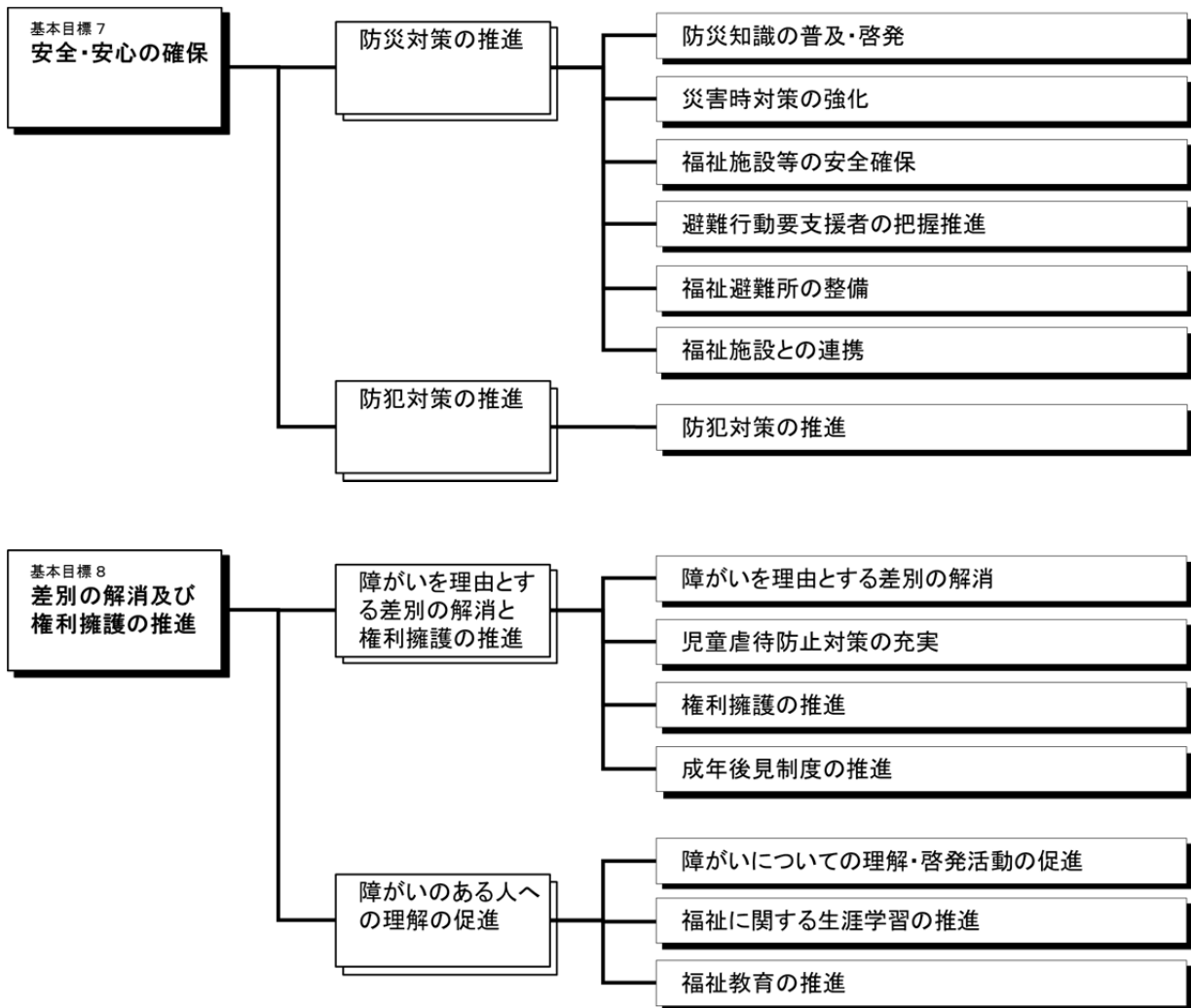
本計画に挙げた市の障がい者福祉の基本理念を具体化していくために、基本目標を次のとおりに定め、各施策・事業を推進していきます。



第3節 施策の体系







第2部

障害者計画

第1章 生活支援の充実

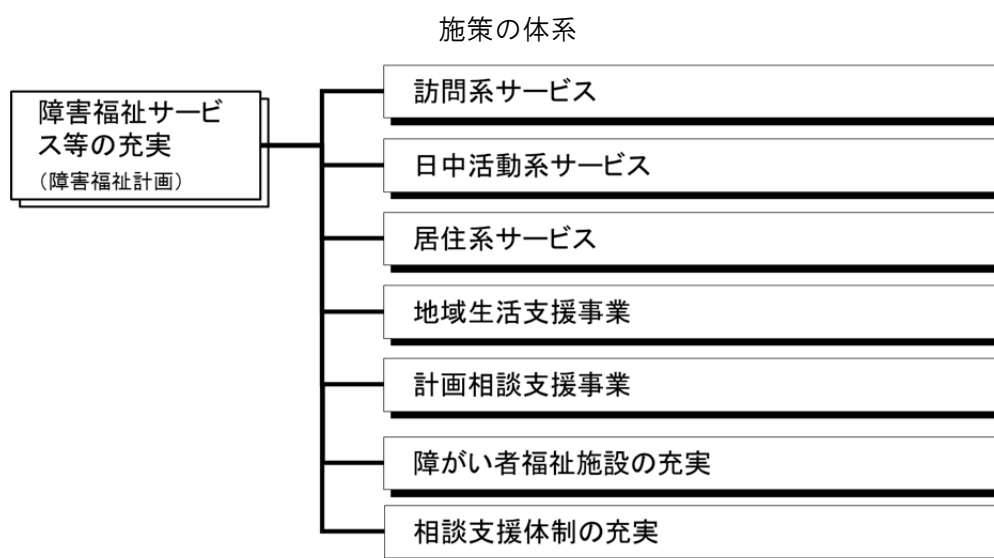
第1節 障害福祉サービス等の充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、介護にあたる家族等の負担を軽減するとともに、障がいのある人一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスの質、量の充実を図る必要があります。

平成18年に障害者自立支援法（現障害者総合支援法）が施行され、身体・知的・精神の3障がいの一元化、区分認定などにより必要な人に必要な量の福祉サービスが受けられるよう見直されましたが、様々な要望に必ずしも対応ができていない状況です。

今後においても、これらの点や制度改正を踏まえつつ、地域で生活するための住居の確保やいつも安心して相談できる場の提供と、必要な時に適切な質や量の福祉サービスが受けられるよう対応していきます。



【施策の基本方針】

1. 訪問系サービス

福祉サービスの理解を推進し、介護者の負担軽減を図るため、訪問系サービス（家事援助、身体介護、通院等介助等）を提供してきました。また、平成24年度から新たに同行援護や行動援護を導入しています。

計画相談により、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、地域生活支援事業を適宜組み合わせ、障がいのある人の社会生活および日常生活の自立を支援します。

2. 日中活動系サービス

介護者の高齢化や、病院等からの地域移行により、サービスの利用の需要が高まり、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の利用が、年々増えています。

計画相談により、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、地域生活支援事業を適宜組み合わせ、障がいのある人の社会生活および日常生活の自立を支援します。

3. 居住系サービス

介護者の高齢化や、病院等からの地域移行により、グループホームや施設入所支援の需要が高くなっています。必要なサービス見込み量の確保について調整を行い、個々の利用者に応じた適切なサービスの充実に努めてまいります。

4. 地域生活支援事業

相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、自動車運転免許取得助成・自動車改造費助成事業、更生訓練費支給事業等の事業を行っています。

地域生活支援事業の利用希望も年々増えており、今後も障がいのある人に対する福祉サービスの充実に努めてまいります。

5. 計画相談支援事業

平成 24 年度から、計画相談支援事業が開始され、福祉サービス利用者全員の計画相談を順次進めています。障がいのある人のニーズに合った適正な計画により、適正なサービスの質や量の提供に努めてまいります。

6. 障がい者福祉施設の充実

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法（平成 25 年 4 月からは障害者総合支援法）により、障害福祉サービス体系に移行し、現在、当市には、指定障害者支援施設 6 カ所、指定障害福祉サービス事業所のうち、訪問系サービス事業所 4 カ所、日中活動系サービス事業所 7 カ所、短期入所サービス事業所 6 カ所、居住サービス支援事業所（グループホーム）3 カ所、指定特定相談支援事業所 4 カ所、地域活動支援センター 3 カ所があります。

障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らすことができるよう、生活の基盤となる居住の場と、日中活動の場の整備の推進を図ります。

また、安全で安心してサービスを利用できるよう、サービス提供事業者等に対し、サービスの質の維持・向上、苦情解決のための体制整備などを図るための適正な指導を行います。

7. 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、本人や家族の意志を尊重し、必要な福祉サービス等の支援につなげる役割を果たす、相談支援が重要です。

市の窓口においては、相談者とサービス提供事業者をつなぐコーディネーターとしての役割を果たせるようサービス提供事業者との連携を強化し、相談者の課題解決や不安の解消に努めます。

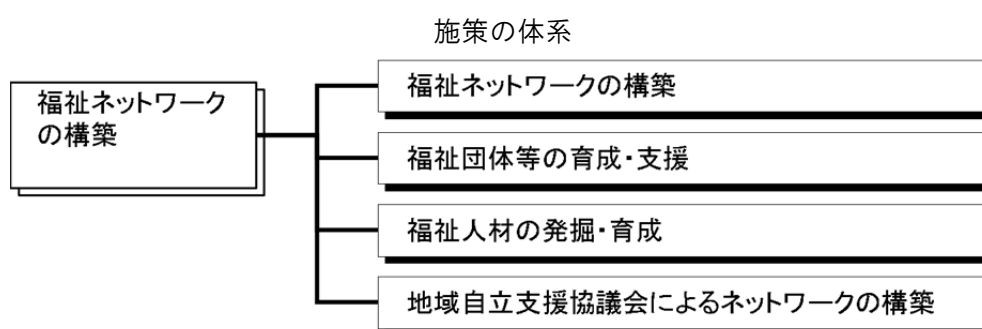
※上記の各事業の詳細・数値目標等については桜川市障害福祉計画を参照

第2節 福祉ネットワークの構築

【現状と課題】

障がいのある人にとって住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには住民参加による福祉のコミュニティづくりを推進し、障がいのある人やその家族を含め、身近な地域で住民自らが互いに支えあう仕組みが必要です。

そのためには、福祉活動を行う団体の育成や連携、人材の発掘や養成が不可欠です。



【施策の基本方針】

1. 福祉ネットワークの構築

桜川市ボランティア連絡会を中心として、活動の輪を広げ、多くの市民にボランティア活動に参加していただけるよう努めます。さらに、市外・県外を問わずボランティア同士の交流を図り、研修会などに参加し交流の輪を広げることに努めます。

2. 福祉団体等の育成・支援

桜川市ボランティア連絡会のほか、民生委員児童委員・社会福祉協議会等とともに障がいのある人や高齢者への理解を深めるために、各種団体との情報の交換等、より一層の協力体制の構築を図っていきます。

3. 福祉人材の発掘・育成

桜川市ボランティア連絡会PR紙での呼びかけや全体研修会、養成講座等を行い、初心者でも気軽に参加できる研修内容にし、加入数や新規団体の育成に努めています。今後も引き続き、福祉人材の発掘及び育成に努めてまいります。

4. 地域自立支援協議会によるネットワークの構築

障がい者団体、医療関係者、保健所、ハローワーク、障がい者支援施設関係者等の意見交換の場として地域自立支援協議会を開き、ネットワークを構築し地域の課題解決に努めています。地域自立支援協議会を通して、障がいのある人の地域でのより良い生活環境をつくるために情報の共有を図っていきます。

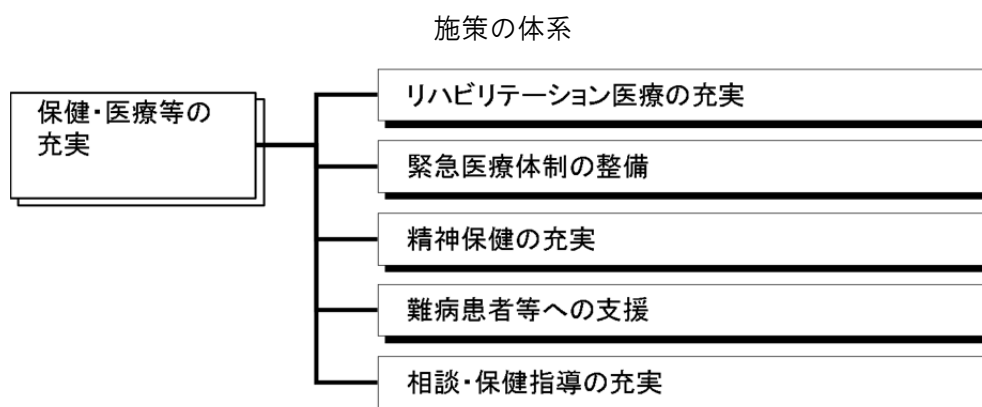
第2章 保健・医療の充実

第1節 保健・医療等の充実

【現状と課題】

障がいのある人にとって、保健・医療のサービスは、障がいによる心身機能の低下の軽減や、二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど、自立した生活を送る上で非常に重要な意義を有しています。

このため、障がいのある人が適切な保健・医療サービスを受けることができるよう、地域の保健・医療体制の整備を図るとともに、相談体制の充実を図っていくことも必要です。



【施策の基本方針】

1. リハビリテーション医療の充実

関係医療機関や訪問看護ステーションと連携し、障がいの程度やライフステージに応じたリハビリテーション医療の充実を図っていきます。

2. 緊急医療体制の整備

休日・夜間においても、患者の重症度・緊急度に応じて適切な医療を受けられるように、休日当番医・病院群輪番制を実施しています。訪問看護ステーションの利用者については、患者連絡票を通して連携し情報の共有をしています。障がいのある人が安心して地域で生活していけるように、救急医療の適正利用に関する情報提供を図っていきます。

3. 精神保健の充実

電話相談や家庭訪問で特に精神疾患、思春期やひきこもり、アルコール関係の相談が増加しています。精神科医師や精神保健福祉士による「こころの健康相談」や「産後うつ相談」等の相談支援を実施しています。

また、こころの健康づくりやこころの問題の早期発見・支援をするための知識の普及啓発活動や研修会の開催、自殺予防対策として人材育成事業であるゲートキーパー養成研修会を実施しています。

近年の社会環境の急激な変化に伴い、日々の生活や仕事の中で、不安や悩み、ストレスを抱える方や精神疾患の方等が増加しています。

今後も、市民がこころの健康の保持・増進ができるように早期からいつでも相談ができるように専門の相談員を配置し、相談体制の充実と関係機関の連携を図っていきます。

4. 難病患者等への支援

病気のことや公費負担制度等について、個別相談を行い、各関係機関との連携を図り、早期に適切な支援を図っていきます。

5. 相談・保健指導の充実

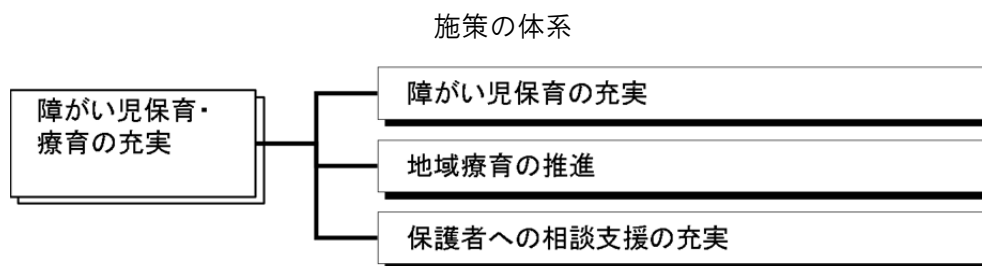
疾病予防と健康増進を図るため、母子から高齢者までを対象に、月2回実施している定例の総合健康相談（市内2会場）や随時の相談を行い、生活・栄養指導等を実施してきました。

今後も、生活習慣病を予防するため、生活習慣を改善し、病気を予防する一次予防に加え、疾病の早期発見と重症化や合併症による生活障がいを未然に防ぐため、相談・保健指導の充実を図っていきます。

第2節 障がい児保育・療育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもに対する保育・療育は自立支援の第一歩であることから、子ども一人ひとりの教育的ニーズに配慮したきめ細やかな教育を行うとともに、行政の保健・福祉・教育部門、学校、医療機関などが連携し、幼児期から継続的なかかわりをもった保育・療育を推進することが求められます。



【施策の基本方針】

1. 障がい児保育の充実

保育施設において、障がいのある児を受け入れ、児の障がい・発達・生活にしっかりと目を向け、生活や遊びを豊かにしながら発達の援助が行なえる保育の充実に努めます。

2. 地域療育の推進

ことばや発育・発達面の遅れ等、健診や相談での親子との関わりの中で、気になる母子を対象に、ことばの相談室や保健所の巡回相談や発達相談を実施しています。

今後も身近な場所で療育指導が受けられるよう、各保育所、幼稚園と情報を共有し、また各医療機関や保健所、児童相談所と連携を図りながら療育の早期支援を推進します。

3. 保護者への相談支援の充実

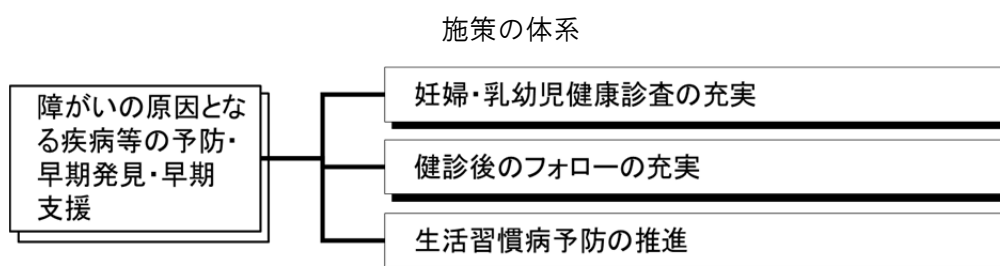
各種健診や相談等でことばの遅れや育児、発育・発達面、親子の関わりで気になる母子を対象に子育て相談、総合健康相談、ことばの相談室を実施しています。

保護者が児の発達や子育ての悩み、不安等が早期に相談でき、児の発達に合わせた支援が早期からでき安心して子育てができるように相談支援の充実を図ります。

第3節 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・早期支援

【現状と課題】

疾病等の予防は障がいの予防や軽減につながるため、生活習慣病や介護を要する状態にならないよう予防していく必要があります。また、障がいを早期に発見し対応することで、できるだけ障がいを軽減することができます。保健・医療・福祉などの関係機関が一体となった疾病予防、障がいの早期発見・早期支援の充実に努める必要があります。



【施策の基本方針】

1. 妊婦・乳幼児健康診査の充実

母と子の健康管理、健康の保持増進のため、妊娠届出をした者に対し、妊婦乳児一般健康診査受診票を交付し、各医療機関で健診を実施しています。更なる受診率の向上に努めてまいります。

2. 健診後のフォローの充実

各種乳幼児健診時にことばの遅れや情緒面で落ち着きがない・子育てに不安がある、精神発達及び心理面で気になる乳幼児や保護者に対しては、健診時に精神保健福祉士による子育て相談を実施しています。また、経過観察が必要な乳幼児と保護者に対しては、ことばの相談室や保健所の発達相談を勧めています。

発達で気になる乳幼児や子育てに不安のある保護者へすぐに支援していくために、相談体制と関係機関の連携の充実に努めてまいります。

3. 生活習慣病予防の推進

若年期からメタボリックシンドロームに着目し、早期より生活習慣病を予防するために、若年者健診（30～39歳）を実施しています。また、40歳以上の方を対象に特定健診・特定保健指導や各種がん健診・骨粗しょう症健診等を実施しています。さらに、疾病予防のための知識啓発として市民健康講座、医師や歯科医師等による健康講話や糖尿病教室、健康運動教室等の健康教育も実施しています。

今後も生活習慣病を予防するために健診受診率向上や知識の啓発を図っていきます。

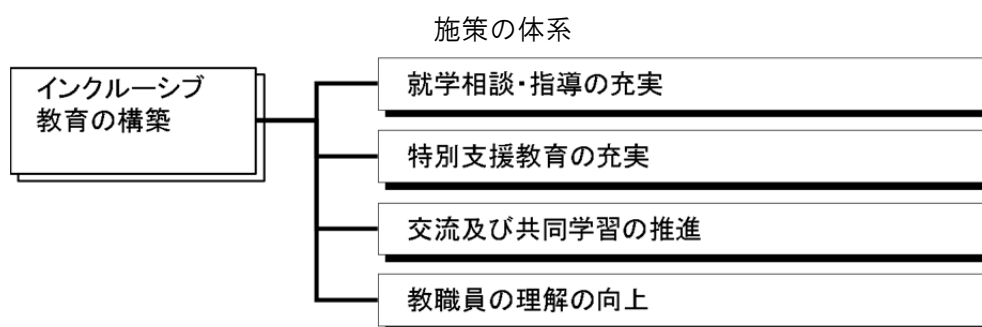
第3章 教育、文化芸術活動、 スポーツ等の充実

第1節 インクルーシブ教育の構築

【現状と課題】

インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由に社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組みです。

そのためには、障がいのある一人ひとりの子どもに対して、きめ細やかな丁寧な支援とその支援を可能とする環境整備の充実が必要となります。



【施策の基本方針】

1. 就学相談・指導の充実

各幼稚園や保育所への調査訪問等を通して、障がいのある幼児の情報共有・理解を図り、保護者の理解を得ながら、就学前の早い時期からの保護者との就学相談を積極的に進め、教育支援委員会による一人ひとりに応じた適切な就学指導を行います。

2. 特別支援教育の充実

教育補助員を学校の要望に応じて適切に配置し、障がいのある児童生徒への支援をしています。特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の機能を十分発揮させるためにも個別の教育支援計画（さくらサポートファイル）の効果的な活用を通して、長期的・継続的な支援の充実を目指します。

3. 交流及び共同学習の推進

市内各校の特別支援学級児童生徒間の交流会や作品展を通して、ふれあいと理解を深めています。近隣の特別支援学校とも連携を図りながら、様々な交流活動を積極的に進め、障がいのある児童生徒への理解促進を図ります。

4. 教職員の理解の向上

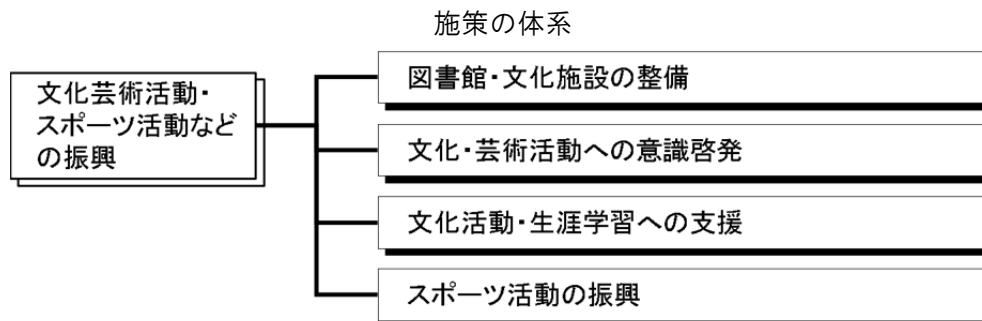
職員会議等で、障がいのある児童生徒への具体的な支援方法についての理解の向上に努めています。専門性向上のための計画的・継続的ミニ研修やロールプレイ研修等の実施を各校へ勧め、特別支援教育コーディネーターを核にした校内研修の充実を図り、全職員の力量向上を目指していきます。

第2節 文化芸術活動・スポーツ活動 などの振興

【現状と課題】

絵画、音楽などの文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動を行うことは、障がいのある人に対する理解の促進と、障がいのある人自身の健康維持・増進や自立と社会参加の促進に大きな役割を担っています。

障がいのある人もない人もだれもが等しく文化芸術活動・スポーツ活動を楽しむことができる環境づくりを、より一層推進する必要があります。



【施策の基本方針】

1. 図書館・文化施設の整備

図書館・文化施設のバリアフリー化などを進め、障がいのある人も利用しやすいよう既存施設を活用した機能拡充を図り、市民の生涯学習・文化活動の拠点づくりを進めていきます。

2. 文化・芸術活動への意識啓発

各種広報活動や生涯学習情報の提供、市民文化祭での作品展示などの成果発表の機会を拡充し、障がいのある人の学習・文化活動に対する意識啓発を図ります。

3. 文化活動・生涯学習への支援

障がいのある人が積極的に学習活動に参加でき、多様な学習ニーズに応えられるよう学習機会や関連情報を提供するなど、学習活動の機会拡充に努めます。

4. スポーツ活動の振興

県主催のゆうあいスポーツ大会や身体障害者スポーツ大会への参加に対する支援に努めています。

障がいの有無にかかわらず一緒に活動できるスポーツの種目の普及や、障がいのある人が参加しやすいスポーツ・レクリエーションの機会を提供し、障がいのある人の社会参加やコミュニティの構築につながるよう努めます。

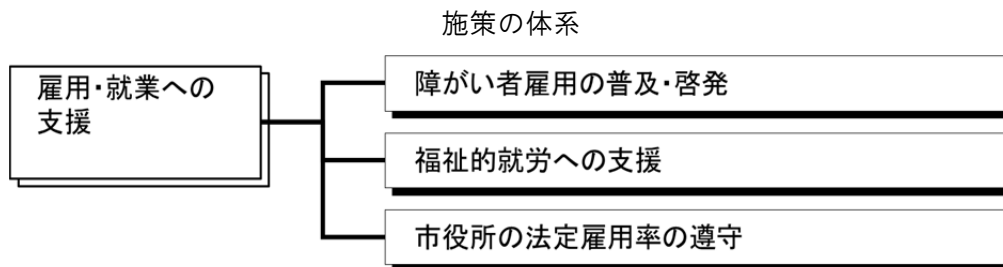
第4章 雇用・就業の支援

第1節 雇用・就業への支援

【現状と課題】

障がいのある人にとって、働きたいという希望をもっているにもかかわらず、現実にはその機会が少ない状況にあることから、障がいのある人の一般就労にあたっては、事業所や従業員の障がい者雇用に対する理解を促進することが重要です。また、就労に関する情報提供や相談・支援について一貫した取組みができるよう、ハローワーク等関係機関と連携し、就労につなげる支援を充実していく必要があります。

また、雇用・就労環境が厳しい状況において、一般就労が困難な障がいのある人については、身近な地域において就労の場を確保できるよう、障がい者支援施設や地域活動支援センターなどの充実を図るほか、地域の事業所等の協力を受けて、就労のきっかけづくりとなる体験事業の実施が求められています。



【施策の基本方針】

1. 障がい者雇用の普及・啓発

計画相談を通して相談支援事業所や障がい者雇用支援センターと連携し、就職先の斡旋を行ってきました。また、ハローワークと連携し障害者就職面接会への案内等を行ってきました。

今後も相談支援事業所や障がい者雇用支援センターとの連携を密にすることで、その方の障がいを理解し、よりの確な就労支援を行えるように努めます。

2. 福祉的就労への支援

障がい者就労支援事業所の整備が進み、就労移行支援や就労継続支援B型の利用者が増えてきました。

また、平成25年4月より障害者優先調達推進法が施行され、市内の公共施設で障がい者支援施設から物品の調達を行っています。障がい者支援施設からの物品等の調達はまだ少額ではありますが、今後調達額を引き上げていくよう努めます。

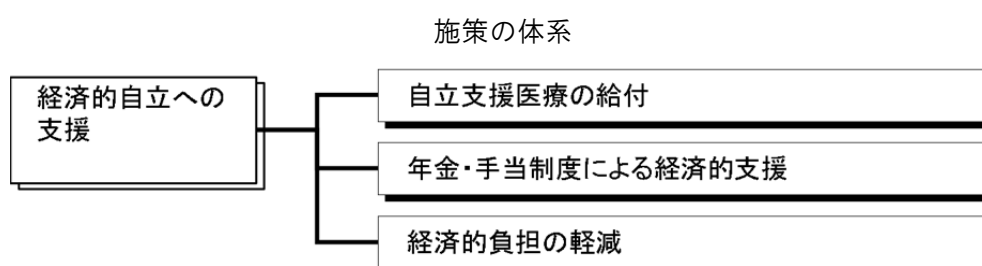
3. 市役所の法定雇用率の遵守

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、市役所における障がいのある人の雇用について法定雇用率を遵守していきます。

第2節 経済的自立への支援

【現状と課題】

障がいのある人の安定した生活の基盤をつくり、地域でともに生活するためには、障がいのある人の雇用・就業に関する施策を進めるとともに、本人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度等の普及促進を図っていくことが重要です。



【施策の基本方針】

1. 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)の給付

心身の障がいの軽減や日常生活・社会生活を営む上で必要な医療を受けるための自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）を給付し、医療等にかかる費用を助成することで、経済的な自立への支援を行います。

2. 年金・手当制度による経済的支援

障がいのある人の安定した生活の基盤をつくり、自立を促すため、各種の年金や手当制度による経済的支援を行います。

3. 経済的負担の軽減

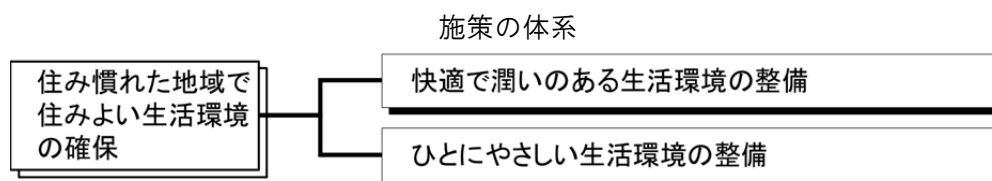
税金の減免、NHK 放送受信料や有料道路通行料金といった公共料金の割引等、障がいのある人やその家族に対する経済的負担の軽減に関する制度の周知や手続きに関する案内に努めます。

第5章 生活環境の充実

第1節 住み慣れた地域で住みよい生活環境の確保

【現状と課題】

障がいのある方は、多くの場所や場面で不便さや不利益を感じており、障がいのある方が安心して暮らすためには、居宅や多くの市民が利用する公共的施設等を快適に思える空間にする必要があります。



【施策の基本方針】

1. 快適で潤いのある生活環境の整備

花いっぱい運動や清掃活動による環境美化活動等、障がいの有無に関係なく交流できる場の確保や協働による公共空間の整備等により、障がいに対する理解を促進し、人的交流が充実した住みよい環境づくりを進めます。

2. ひとにやさしい生活環境の整備

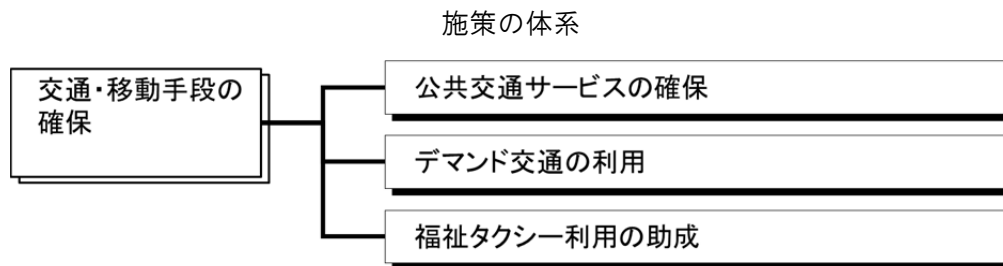
都市公園の出入り口や駅の段差を解消し、車いすでの入場や昇降ができるよう環境整備を進めています。

今後も駐車場や不特定多数の利用者が見込まれる公共施設や遊歩道などを整備し、だれもが利用しやすい環境となるようバリアフリー化を進めます。

第2節 交通・移動手段の確保

【現状と課題】

障がいのある人が円滑に外出することができるよう、障がいのある人の移動を支援します。



【施策の基本方針】

1. 公共交通サービスの確保

障がいのある人や高齢者等すべての人が利用しやすい交通体系の構築や、交通が不便な地域の解消を図るために公共交通の充実に努めます。

2. デマンド交通の利用

デマンド交通の運営事業者である「商工会」と運行事業者である「タクシー事業者」との協議を通して、利用者からの要望や改善点の検討を行い、より利用しやすい効率的な運用・運行となるよう、見直しを考えていきます。

3. 福祉タクシー利用の助成

重度の身体障がいまたは知的障がいのある人が、医療機関への通院や福祉事業などへの参加のためにタクシーを利用する場合に、利用料金の一部を助成します。

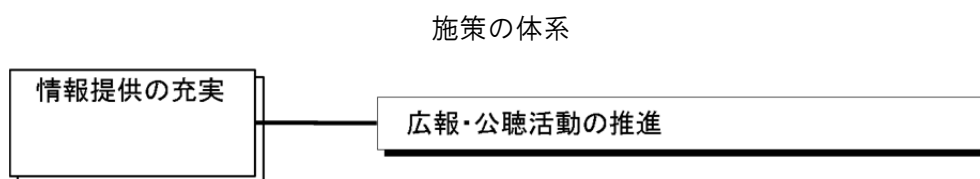
第6章 情報とコミュニケーションの バリアフリー化

第1節 情報提供の充実

【現状と課題】

今日の情報化社会において、障がいのある人が様々な情報を入手できるように、一人ひとりの障がいに応じて、適切な方法で情報を提供する必要があります。

また、福祉サービスの選択や決定に必要な情報を適切に提供し、自己決定を総合的に支援する体制の整備が求められています。



【施策の基本方針】

1. 広報・公聴活動の推進

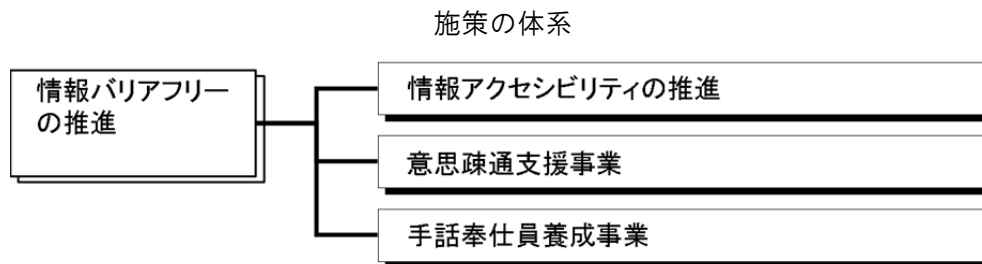
福祉窓口において障害者手帳をお持ちの方の障がいの種類や程度に合わせて利用できる制度について説明し、その方のニーズに合わせて障害福祉サービスの案内をいたします。

また、各種手当制度や障害年金に関して、新規に手帳を取得された方や程度変更された方の障がいの状況を鑑み、該当と思われる方に対して申請の案内をするほか、随時ホームページや広報紙による周知に努めます。

第2節 情報バリアフリーの推進

【現状と課題】

障がいの特性に配慮した方法による情報提供、コミュニケーション支援が求められています。



【施策の基本方針】

1. 情報アクセシビリティの推進

聴覚や視覚に障がいのある方に対し、ファクシミリや補聴器及び拡大読書器や活字読上げ機の購入助成により、情報の取得や意思伝達手段を提供し、社会参加しやすい環境づくりに努めています。今後も制度の周知や充実に努めます。

2. 意思疎通支援事業

聴覚や言語機能に障がいのある方が、病院への通院や役所での手続き、学校行事への参加等、日常生活を送る上で必要な場合に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。今後も社会参加のためのコミュニケーション支援を行います。

3. 手話奉仕員養成事業

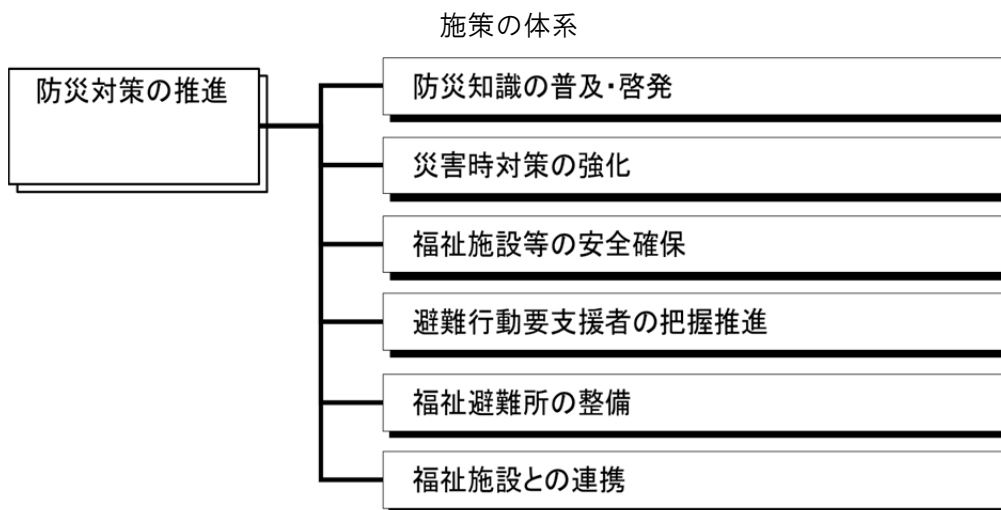
聴覚や言語機能に障がいのある方が生活しやすい環境を作るために、手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラムに則った手話講座を行い、手話への理解を深め、手話通訳者の増加を目指します。

第7章 安全・安心の確保

第1節 防災対策の推進

【現状と課題】

震災を契機にこれまでの防災対策のあり方が問われており、従来の対策を見直し、防災力を向上させる必要があります。障がいのある人への避難行動要支援者対策においても福祉施設との連携等の多様な取り組みが必要となっています。



【施策の基本方針】

1. 防災知識の普及・啓発

市内11の小学校区ごとに毎年2校ずつの持ち回りにより、市民参加型の防災訓練を実施し、防災知識の普及・啓発を図ってきました。

避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）及びその関係者に対しても、災害時における的確な対応能力を高めるため、今後も継続して小学校区単位での防災訓練を実施すると共に、市全体の総合防災訓練の実施について検討し、防災知識の普及・啓発に努めます。

2. 災害時対策の強化

桜川市地域防災計画に基づき、災害備蓄や防災行政無線のデジタル化など、防災施設や設備の整備を進めています。

また、行政区を中心とした自主防災組織の結成及び育成を促進し、地域の助け合いによる災害対策の重要性を認識してもらい、更に、民生委員児童委員や福祉関係者との連携強化による要支援者の避難誘導・救出・救護及び安否情報の把握や情報伝達体制の整備等に継続して取り組めます。

3. 福祉施設等の安全確保

福祉施設等の利用者の大半は、障がいのある人や寝たきり高齢者、傷病者等の要支援者であることから、施設の管理者に対して、施設の災害に対する安全性を高めるための対策を講じるよう促していきます。

4. 避難行動要支援者の把握推進

障がいのある人や高齢者といった災害時に自力で避難することが困難で特別の配慮を必要とする要支援者が、災害時・緊急時に安全を確保できるよう備えていきます。

そのために、民生委員児童委員や自主防災組織、消防機関と密に連携し、要支援者本人の同意を得ながら避難行動要支援者名簿の整備を進め、対応に必要な状況把握に努めます。

5. 福祉避難所の整備

災害時の避難所に関しては、一般の避難所では生活に支障をきたす要支援者に対応できる福祉避難所が求められています。

避難所生活において、要支援者が必要な生活支援を受けることができる二次的避難施設としての福祉避難所の整備を進めます。

6. 福祉施設との連携

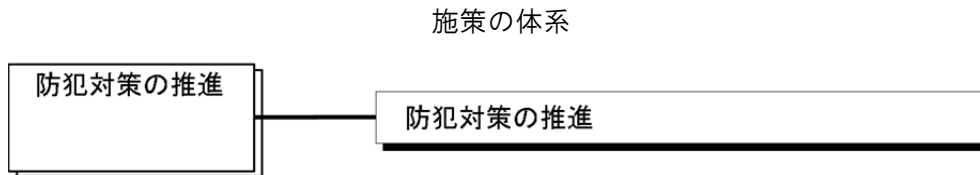
災害の規模によっては、多数の要支援者が発生し、福祉避難所での受け入れが困難となる状況が考えられます。このような事態に備えるため、専門のスタッフが配置され、バリアフリー化された施設となっている障がい者支援施設などの福祉施設と連携し、受け入れ態勢を強化することが必要です。

災害時においてもサービスが継続できるよう、要支援者の受け入れに対応できるよう福祉施設との連携による安全確保に向けた体制を構築します。

第2節 防犯対策の推進

【現状と課題】

障がいのある人が、犯罪や事故等の当事者となった場合、その対応に困難を伴うことが多いことから、障がいのある人の状況に応じた啓発活動等防犯対策の充実を図る必要があります。



【施策の基本方針】

1. 防犯対策の推進

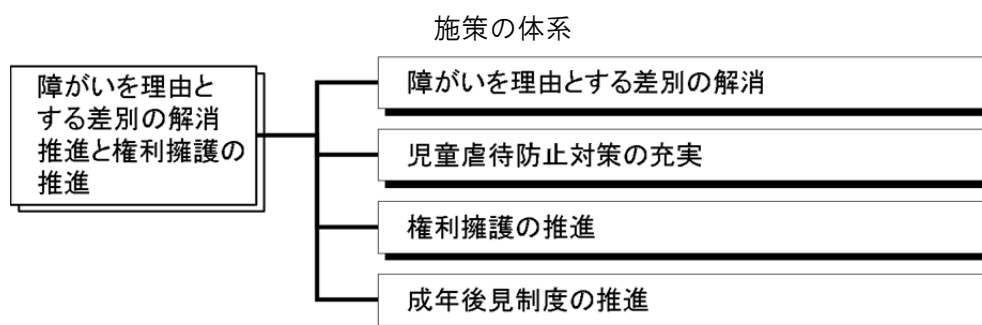
地域ぐるみの防犯活動を推進するため、行政区単位で自主防犯組織や自主防犯ボランティア団体の設立に向けた支援や、警察署・防犯連絡員との連携、防犯施設の整備による犯罪の発生しにくい環境づくりを図るとともに、防犯意識の啓発を進めていきます。

第8章 差別の解消及び権利擁護の推進

第1節 障がい者を理由とする差別の解消と権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人は障がいがあるがゆえに自らの権利を主張することができなかつたり、他者からの権利侵害を受けたりすることがあります。そこで、国連の「障害者の権利に関する条約」に象徴されるように、障がいのある人の特性に配慮しつつ、その権利を明確にし、社会的な権利保障を行う必要があります。



【施策の基本方針】

1. 障がい者を理由とする差別の解消

障がいの有無により分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて制定された「障害者差別解消法」（平成25年制定、平成28年施行）に基づき、障がい者を理由とした差別の解消について広報等による周知に取り組みます。

2. 児童虐待防止対策の充実

家庭相談室を通報や相談の窓口とし、家庭相談員が18歳未満の児童を対象に、家庭における児童の養育相談や児童の福祉に関する相談に応じ、問題解決のための適切な助言や指導を行っており、桜川市要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携の下、引き続き、児童虐待をはじめ要保護児童等の早期発見や早期対応に取り組みます。

また、乳児訪問や育児相談等を実施し、育児不安を軽減し虐待の未然防止に努めます。

3. 権利擁護の推進

障がいのある人の自立及び社会参加といった権利の擁護を図るため、障がいのある人に対する虐待の通報・届出があった場合に迅速かつ適切な対応が行える体制を整えるとともに、未然防止に努めます。

また、障がいによって判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業の充実に努めます。

4. 成年後見制度の推進

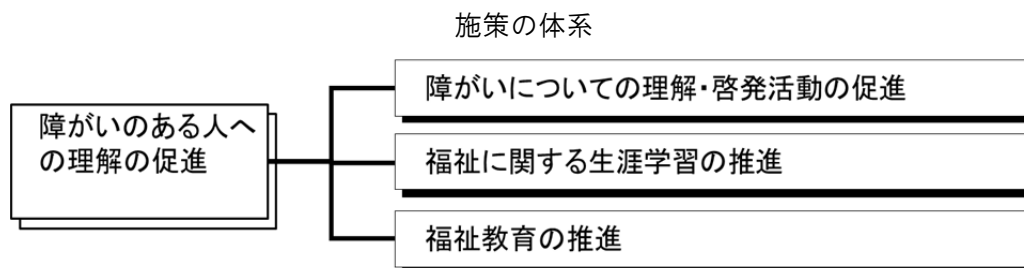
成年後見制度については、これまで利用実績はありませんでした。

障がいのある人本人の意思決定支援としての成年後見制度の周知を図るとともに、活用についての助言に努めます。

第2節 障がいのある人への理解の促進

【現状と課題】

障がいのある人と共に暮らす、共生社会（ノーマライゼーション）をめざして、障がいに対する正しい知識を普及することや、児童生徒への福祉教育を推進することで、本市における「ともに生きる地域社会の実現をめざして」の理念の実現と市民の障がい者理解を促進する必要があります。



【施策の基本方針】

1. 障がいについての理解・啓発活動の促進

身体障がいや知的障がいへの理解とともに、内部障がいや精神障がい・難病の方など援助や配慮が必要なことが外見からは分からない障がいも含め、障がいについての正しい知識の普及・啓発を行います。

そして、障がいの有無で区別されることなく社会生活を共にするノーマライゼーションと完全参加の促進に努めます。

2. 福祉に関する生涯学習の推進

社会福祉協議会や公民館等の社会教育関連施設と連携し、手話講座等福祉に関する講座を開設し、市民に対する学習機会の充実を図ります。

3. 福祉教育の推進

児童生徒の障がいのある人に対する理解を深めるため、社会福祉協議会との連携により、人材育成福祉体験事業やボランティアスクール、出前講座を実施し、小学校・中学校での手話教室や福祉体験活動などへの支援、福祉施設との交流活動、高等学校での福祉ボランティア活動への支援に取り組んでいます。

今後も、障がいのある人とない人との差別をなくし、距離感が近くなるよう、障がいのある人が地域で暮らしやすい環境づくりを目指します。

第3部

障害福祉計画

第1章 平成29年度における目標

本計画を推進していくにあたって基本目標となる「施設・入院からの地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」等について、国の障害者基本計画及び茨城県の計画策定方針を踏まえ、平成29年度段階での目標値を設定しました。この目標の達成が図られるよう、関係機関と連携し、障害福祉サービス等の充実に努めていきます。

第1節 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している人のうち、自立訓練等を利用することで、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援し、共同生活援助（グループホーム）等地域生活へ移行する人数の目標を設定します。

また、施設入所者の人数の削減目標を設定します。

【国の基本方針】

- ・平成25年度末時点における施設入所者数の12%以上を、平成29年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
- ・平成25年度末時点における施設入所者数の4%以上を、平成29年度末までに削減することを基本とする。

【市の目標値】

| 項目 | 数値 | 備考 |
|-------------------------|---------------|---|
| 平成25年度末施設入所者数(A) | 72人 | |
| 【目標値】平成29年度末地域生活移行者数 | 9人 (12.5%) | 平成29年度末までに施設入所からグループホーム等へ移行する目標数(A)×12% |
| 平成26年10月末現在の施設入所者数(B) | 75人 | |
| 【目標値】平成29年度末施設入所者削減数(C) | 3人 (4%) | 平成29年度末までに削減する施設入所者の目標数(B)×4% |
| 平成29年度末施設入所者数 | 72人 | 平成29年度末の施設入所者見込み数(B)－(C) |

【市の目標値の考え方】

平成 25 年度末現在の施設入所者数 72 人のうち 9 人（12.5%）を、地域生活に移行することを目標とします。

また、国の基本方針では、平成 25 年度末時点における施設入所者数の 4%以上を、平成 29 年度末までに削減することを基本としておりますが、本市を取り巻く福祉施設や福祉サービス事業者の整備状況、障がい者の重度化や高齢化等、その介護者の現況等を勘案して、平成 26 年 10 月末現在の施設入所者数の 4%である 3 人を削減し、平成 29 年度末までに施設入所者数を 72 人とすることを目標とします。

第 2 節 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

精神科病院から地域生活への移行に関する数値目標は、都道府県において目標を設定することになっています。

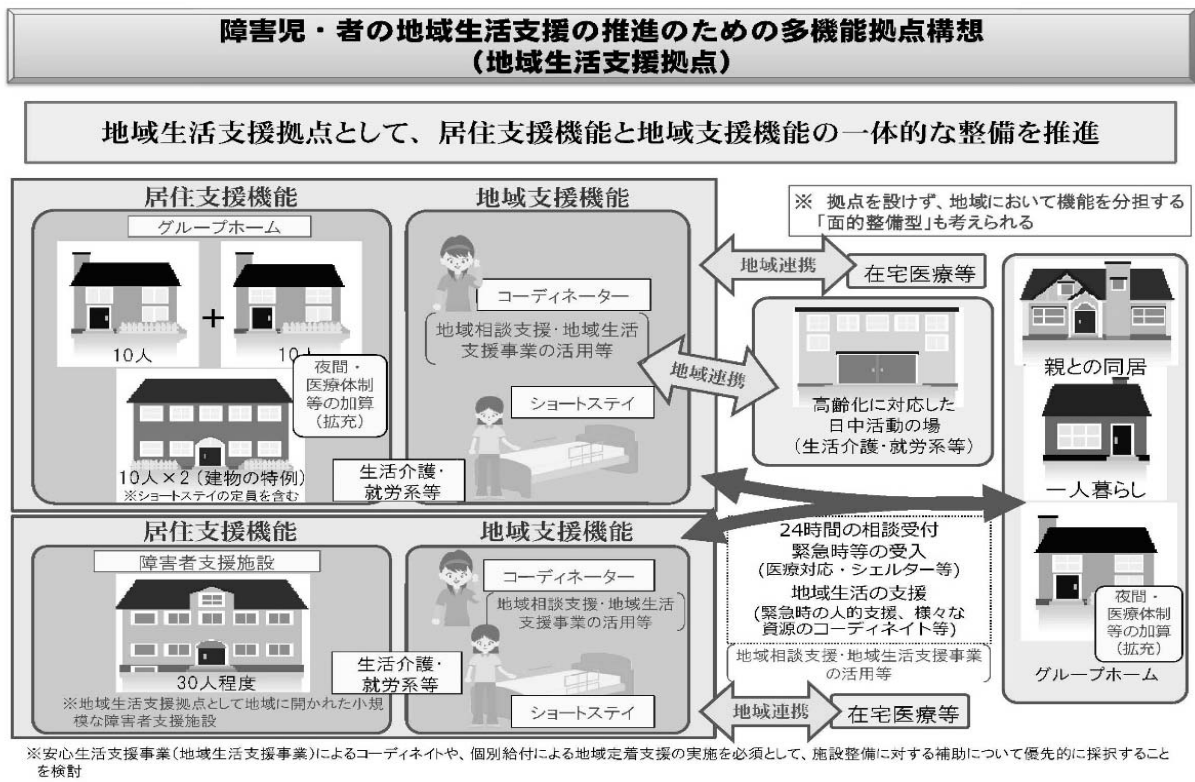
- (1) 平成 29 年度における入院後 3 ヶ月時点の退院率を 64%以上とすることを目標とする。
- (2) 平成 29 年度における入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とすることを目標とする。
- (3) 平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数（1 年以上の入院）を平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数から 18%以上減少することを目標とする。

本市の計画目標は設定しませんが、退院可能な精神障がい者に対して地域生活への移行を支援する取り組みを充実させます。

第3節 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活の支援については、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境に合わせて中長期的視点にたった継続した支援が必要です。

地域生活を支援する機能（相談、一人暮らしやグループホーム等の体験の機会・場、ショートステイ等緊急時の受け入れや対応、人材の確保・養成や連携等の専門性、サービス拠点やコーディネーターの配置等地域の体制づくり）の集約を行う拠点づくりについて、その体制整備に向けた取り組みを行います。



第4節 福祉施設から一般就労への移行

1. 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に福祉施設を退所し一般就労に移行する人数目標を設定します。

【国の基本方針】

- 平成29年度中に福祉施設から一般就労への地域移行者数を、平成24年度実績の2倍以上にする。

【市の目標値】

| 項目 | 数値 | 備考 |
|----------------------|----|------------------------------------|
| 平成24年度一般就労移行者数 | 0人 | 平成24年度(1年間)において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 |
| 【目標値】平成29年度末一般就労移行者数 | 2人 | 平成29年度(1年間)末において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 |
| 現在までの一般就労者数 | 5人 | 平成17年度から平成25年度までに福祉施設を退所し一般就労した者の数 |

【市の目標値の考え方】

本市において、平成24年度に福祉施設を退所し、一般就労した人はいませんでした。平成29年度末には2人が一般就労することを目標とします。

2. 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人数目標を設定します。

【国の基本方針】

- 平成25年度実績の就労移行支援事業利用者数を、平成29年度末までに6割以上増加させる。

【市の目標値】

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---------------------------|-----------------|---------------------------------|
| 平成 25 年度末就労移行支援事業利用者数 | 12人 | 平成 25 年度（1 年間）に就労移行支援事業を利用した者の数 |
| 【目標値】平成 29 年度就労移行支援事業利用者数 | 20人 (66.6%増) | 平成 29 年度（1 年間）に就労移行支援事業を利用する者の数 |

【市の目標値の考え方】

平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数 12 人の 6 割以上にあたる 8 人(66.6%)を増加させ、平成 29 年度末までに 20 人が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

3. 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

福祉施設を利用している障がい者の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所における就労移行率を上げることが目標とします。

【国の基本方針】

・就労移行支援事業所のうち就労移行率 3 割以上の事業所を、平成 29 年度末までに全体の 5 割以上にする。

※就労移行率は、当該年度 4 月 1 日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、年度中に一般就労した者の割合。

【市の目標値】

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---|----------------|---|
| 就労移行支援事業所数 | 2 事業所 | 現在の市内の就労移行支援事業所の数 |
| うち就労移行率 3 割以上の事業所数 | 0 事業所 | 市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率 3 割以上の事業所 |
| 【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業所のうち就労移行率 3 割以上の事業所数 | 1 事業所 (5 割) | 平成 29 年度末時点での市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率 3 割以上の事業所 |

【市の目標値の考え方】

本市において、現在就労移行支援事業所は 2 事業所ありますが、就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所はありませんでした。平成 29 年度末には就労移行率 3 割以上である事業所が、1 事業所（5 割）となることを目標とします。

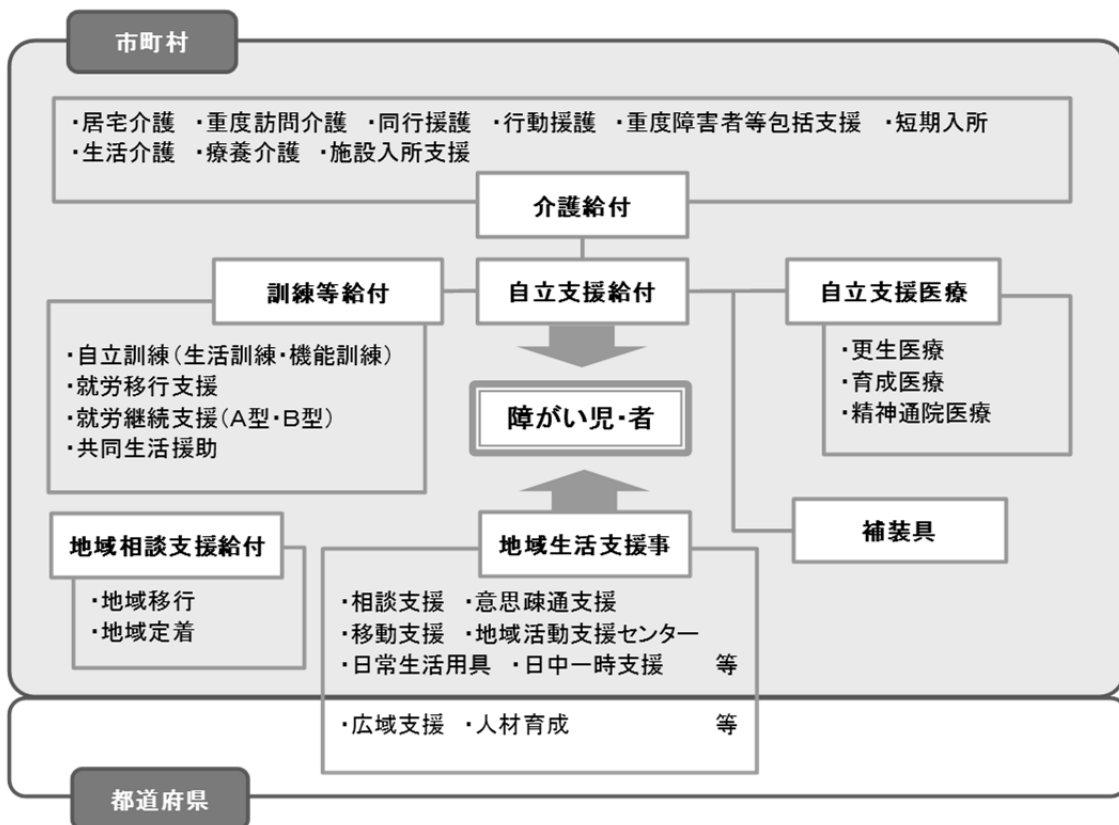
第2章 福祉サービスの体系

平成25年4月より、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、身体障害者手帳などの有無に関わらず、難病の方も心身の状況に応じて障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

障害者総合支援法の福祉サービスは、個々の障がいのある方の障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえて支給決定が行われる「①障害福祉サービス」、地域生活への移行及び定着を目的とした「②地域相談支援」、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「③地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用までの流れが異なります。

また、障がいのある児童の通所サービスは、平成24年4月の児童福祉法等の改正により、新たに「障害児通所支援」としてサービス体系が再編され、「障害児通所給付」に位置づけられました。



第3章 障害福祉サービスの見込み量と確保

第1節 障害福祉サービス

| | |
|-------------|---|
| 訪問系サービス | (1) 居宅介護（ホームヘルプ） (2) 重度訪問介護 (3) 同行援護 (4) 行動援護 (5) 重度障害者等包括支援 |
| 日中活動系サービス | (1) 短期入所（ショートステイ） (2) 生活介護 (3) 自立訓練（機能訓練） (4) 自立訓練（生活訓練） (5) 就労移行支援 (6) 就労継続支援A型 (7) 就労継続支援B型 (8) 療養介護 |
| 居住系サービス | (1) 共同生活援助（グループホーム） (2) 施設入所支援 |
| 相談支援 | (1) 計画相談支援 (2) 地域移行支援 (3) 地域定着支援 |
| 障がい児の福祉サービス | (1) 障害児通所支援 ① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス (2) 障害児相談支援 |

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で生活されている方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・掃除などの家事援助を行います。

(2) 重度訪問介護

居宅で生活されている重度の肢体不自由の方又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) 同行援護

居宅で生活されている視覚障がいのある方で、移動に著しい困難を有する方に対し、ガイドヘルパーによる移動に必要な情報の提供、移動の援護などの外出支援を行います。

(4) 行動援護

居宅で生活されている行動上の自己判断能力が制限されている方に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

寝たきりの状態にあるなど介護の必要性がとて高い方に、重度訪問介護など複数のサービスを包括的に行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者包括支援 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|---------------------------------|-----------------|---------|-------|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 23 | 24 | 25 | 18 | 20 | 22 |
| | 延利用時間 (時間/月) | 188 | 196 | 205 | 282 | 302 | 322 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 10 | 12 | 16 | | | |
| | 延利用時間 (時間/月) | 135 | 229.5 | 262 | | | |

2. 日中活動系サービス

(1) 短期入所（ショートステイ）

居宅で介護する人が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設で、食事・入浴・排せつなどの身体介護やその他必要な日常生活の支援を行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26 年度の実績値は見込みです。

| 短期入所 (ショートステイ) | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|-------------------|-----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 20 | 21 | 22 | 26 | 27 | 28 |
| | 延利用時間 (時間/月) | 350 | 375 | 396 | 364 | 378 | 392 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 20 | 25 | 25 | | | |
| | 延利用時間 (時間/月) | 310 | 367 | 344 | | | |

(2) 生活介護

常時介護を必要とする方に、日中、食事・入浴・排せつなどの身体介護の提供、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供やその他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26 年度の実績値は見込みです。

| 生活介護 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|------|-----------------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 95 | 99 | 103 | 117 | 120 | 123 |
| | 延利用時間 (時間/月) | 2,147 | 2,237 | 2,327 | 2,439 | 2,449 | 2,559 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 112 | 113 | 115 | | | |
| | 延利用時間 (時間/月) | 2,381 | 2,300 | 2,399 | | | |

(3) 自立訓練（機能訓練）

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上などのために、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 自立訓練（機能訓練） | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|------------|-------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数（人/月） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 延利用時間（時間/月） | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| 実績値 | 実利用者数（人/月） | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 延利用時間（時間/月） | 0 | 0 | 0 | | | |

(4) 自立訓練（生活訓練）

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上などのために、食事・入浴・排せつなどに関する必要な訓練、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 自立訓練（生活訓練） | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|------------|-------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数（人/月） | 5 | 5 | 5 | 2 | 2 | 2 |
| | 延利用時間（時間/月） | 102 | 102 | 102 | 42 | 42 | 42 |
| 実績値 | 実利用者数（人/月） | 2 | 3 | 2 | | | |
| | 延利用時間（時間/月） | 42 | 64 | 36 | | | |

(5) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他必要な支援を行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 就労移行支援 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|--------|---------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数(人/月) | 20 | 21 | 22 | 14 | 17 | 20 |
| | 月平均延利用者数(人/月) | 394 | 413 | 433 | 252 | 306 | 360 |
| 実績値 | 実利用者数(人/月) | 17 | 11 | 8 | | | |
| | 月平均延利用者数(人/月) | 328 | 216 | 143 | | | |

(6) 就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な方のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 就労継続支援A型 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|----------|---------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数(人/月) | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| | 月平均延利用者数(人/月) | 36 | 36 | 36 | 43 | 65 | 65 |
| 実績値 | 実利用者数(人/月) | 1 | 1 | 2 | | | |
| | 月平均延利用者数(人/月) | 21 | 23 | 43 | | | |

(7) 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、通常の事業所に雇用されていた方であって、その年齢・心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他通常の事業所に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 就労継続支援B型 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|----------|-------------------|---------|-----|-------|---------|-------|-------|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 23 | 25 | 27 | 58 | 63 | 68 |
| | 月平均延利用者数 (人/月) | 446 | 485 | 524 | 1,158 | 1,258 | 1,358 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 35 | 44 | 53 | | | |
| | 月平均延利用者数 (人/月) | 708 | 854 | 1,058 | | | |

(8) 療養介護

医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援を行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 療養介護 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|------|-------------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 2 | 2 | 2 | 6 | 6 | 6 |
| | 月平均延利用者数 (人/月) | 60 | 60 | 60 | 186 | 186 | 186 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 6 | 6 | 6 | | | |
| | 月平均延利用者数 (人/月) | 186 | 186 | 186 | | | |

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人につき、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26 年度の実績値は見込みです。

| 共同生活援助 (グループホーム) | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|---------------------|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 8 | 9 | 10 | 36 | 38 | 40 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 7 | 7 | 33 | | | |

(2) 共同生活介護（ケアホーム）

より手厚い介護を必要とする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、ケアホームで入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

※平成26年度よりグループホームに統合。

サービス提供見込み量と実績

※H26 年度の実績値は見込みです。

| 共同生活介護 (ケアホーム) | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|-------------------|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 21 | 22 | 23 | | | |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 21 | 22 | — | | | |

(3) 施設入所支援

施設入所する方に、夜間や休日における食事・入浴・排せつなどの身体介護、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活の支援を行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26 年度の実績値は見込みです。

| 施設入所支援 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|--------|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 70 | 68 | 65 | 74 | 73 | 72 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 74 | 72 | 75 | | | |

4. 相談支援

(1) 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画を作成し、サービス事業者との調整、モニタリング等を行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 計画相談支援 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|--------|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/年) | 20 | 80 | 220 | 268 | 280 | 292 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/年) | 7 | 79 | 256 | | | |

(2) 地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、住居の確保や地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援など、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 地域移行支援 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|--------|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 2 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | | | |

(3) 地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 地域定着支援 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|--------|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | | | |

5. 障がい児の福祉サービス

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 児童発達支援 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|--------|-----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | / | / | / | 6 | 6 | 6 |
| | 延利用者数 (人日/月) | / | / | / | 60 | 60 | 60 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 4 | 4 | 3 | / | / | / |
| | 延利用者数 (人日/月) | 82 | 76 | 48 | / | / | / |

② 放課後等デイサービス

就学児童（大学を除く。）に、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流などを行います。

サービス提供見込み量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 放課後等デイサービス | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|------------|-----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | / | / | / | 8 | 9 | 10 |
| | 延利用者数 (人日/月) | / | / | / | 72 | 81 | 90 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 0 | 4 | 7 | / | / | / |
| | 延利用者数 (人日/月) | 0 | 15 | 54 | / | / | / |

(2) 障害児相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

サービス提供見込み量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 障害児相談支援 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|---------|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/年) | | | | 21 | 23 | 25 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/年) | 0 | 0 | 19 | | | |

第2節 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、障がいのある人及び障がいのある児童が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する事業です。

1.地域生活支援事業の推進

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ボランティア活動など）を支援します。

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障がいのある人の家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。

② 相談支援強化事業

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。

(4) 住宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由で入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を検討します。

(5) 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会を設置・運営しての相談事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議・調整を行います。

(6) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい、または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

(7) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

(8) 意思疎通支援事業

県の聴覚障害者福祉センターとの連携により、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。

サービス提供見込量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 手話通話者・要約筆記者派遣事業 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|-----------------|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 6 | 9 | 9 | | | |

(9) 日常生活用具費支給等事業

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や障がいのある児童等を対象に、日常生活上の便宜を図るため、以下の自立生活支援用具等を給付又は貸与します。

サービス提供見込量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 日常生活用具費支給等事業 | | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|---------------------|-----|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | | 実利用者数 (人/年) | 706 | 726 | 746 | 768 | 791 | 814 |
| 実績値 | | 実利用者数 (人/年) | 700 | 729 | 750 | | | |
| 介護訓練 支援用具 | 実績値 | 実利用者数 (人/年) | 6 | 4 | 1 | | | |
| 自立生活 支援用具 | 実績値 | 実利用者数 (人/年) | 5 | 5 | 1 | | | |
| 在宅療養等 支援用具 | 実績値 | 実利用者数 (人/年) | 1 | 4 | 3 | | | |
| 情報・ 意思疎通 支援用具 | 実績値 | 実利用者数 (人/年) | 3 | 5 | 6 | | | |
| 排せつ管理 支援用具 | 実績値 | 実利用者数 (人/年) | 683 | 708 | 738 | | | |
| 居宅生活動作 補助用具 | 実績値 | 実利用者数 (人/年) | 2 | 3 | 1 | | | |

(10) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や障がいのある児童を対象に、①社会生活上必要不可欠な外出（官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買物、冠婚葬祭等）、②余暇活動等社会参加のための外出（レクリエーションその他）に際しての外出支援を行います。

サービス提供見込量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 移動支援事業 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|--------|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 9 | 9 | 10 | 11 | 12 | 12 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 6 | 10 | 10 | | | |

(11) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、相談支援事業のほか、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを行います。

サービス提供見込量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 地域活動支援センター事業 | | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|--------------|-----|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 基礎的事業 | 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 3 | 4 | 4 | 30 | 30 | 30 |
| | 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 28 | 30 | 32 | | | |
| 機能強化事業 | 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 3 | 4 | 4 | 30 | 30 | 30 |
| | 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 28 | 30 | 32 | | | |

2. その他の地域生活支援事業の推進

(1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体に障がいのある人の生活を支援するために、訪問による居宅においての入浴サービスを提供します。

サービス提供見込量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 訪問入浴サービス事業 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|------------|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 2 | 2 | 1 | | | |

(2) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

① 更生訓練費

就労移行支援事業、自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設に入所している方に、「訓練を受けるために必要な経費」を支給します。

② 施設入所者就職支度金給付金

身体障害者更生援護施設に入所しているが、更生訓練を終了し就職等のために施設等を退所する場合、または就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等のため施設等を退所する場合に支給します。

サービス提供見込量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|----------------------|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 20 | 21 | 22 | 15 | 15 | 15 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 21 | 14 | 12 | | | |

(3) 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

サービス提供見込量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 日中一時支援業 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|---------|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/月) | 44 | 46 | 48 | 65 | 65 | 65 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/月) | 72 | 66 | 63 | | | |

(4) 社会参加促進事業

①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室の開催と、「ゆうあいスポーツ大会」や「茨城県身体障害者スポーツ大会」などへの参加促進を図ります。

②芸術・文化講座開催等事業

障がいのある人の文化・芸術活動を振興するため、公民館・社会福祉協議会等の公共施設や市民文化祭での成果発表の機会を拡充します。また、そのための拠点づくりとして、障がいのある人も利用しやすいよう施設の機能拡充を図ります。

③手話奉仕員養成事業

聴覚や言語機能に障がいのある方が生活しやすい環境にするため、日常会話等の手話表現を習得できるよう手話講座を行い、手話奉仕員の養成を図ります。

④自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

サービス提供見込量と実績

※H26年度の実績値は見込みです。

| 自動車運転免許 取得・改造助成 事業 | 単位 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |
|--------------------------|----------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 計画値 | 実利用者数 (人/年) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実績値 | 実利用者数 (人/年) | 0 | 1 | 1 | | | |

第3節 その他の障害福祉サービスの推進

(1) 補装具費支給事業

身体機能を補い、継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費についての給付を行います。

(2) 紙おむつ購入費助成事業

重度の身体に障がいのある人に、紙おむつ購入費を助成することにより、快適な日常生活の維持や衛生管理の支援をし、介護にあたる家族の負担を軽減します。

(3) 心身障害者タクシー利用助成事業

重度の心身に障がいのある人に、タクシー利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図ります。

(4) 障害者相談員の設置

障がいのある方またはその保護者等からの相談等に応じ必要な指導・助言を行うとともに、障がいのある人の地域生活の円滑化と社会参加の促進を図り、福祉の増進に資することを目的に障害者相談員を設置しています。

(5) 特別障害者手当等支給事業

在宅の重度の身体に障がいのある人に対し、その重度の障がいゆえに生じる特別の負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図ります。

① 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に対し、その障がいのための精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。所得等により、支給制限があります。

② 障害児福祉手当（20歳未満）

精神又は身体に著しく重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に対し、その障がいのための精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。所得等により、支給制限があります。

③ 経過的福祉手当

昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった人のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人に対して、その障がいのための精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。所得等により、支給制限があります。

（6）在宅障害児福祉手当支給事業

心身に障がいのある在宅の20歳未満の人を養育する人に手当を支給することにより、その労をねぎらい、併せて重度の心身に障がいのある人の福祉の増進を図ります。

（7）自立支援医療費給付事業

身体障がいのある児童の生活能力を得るための医療（育成医療）、身体障がいのある人の更生のための医療（更生医療）、精神障がいのある人が通院により受ける医療（精神通院医療）を利用した場合に医療費負担が軽減されます。

（8）重度障害者（児）医療費助成事業

重度の障がいのある人の医療費を助成することにより、当該障がいのある人の自己負担額の軽減を図るとともに、その療育を推進して福祉の増進に寄与します。

（9）いばらき身障者等用駐車場利用証の交付

障がいのある方を含む全ての方が等しく社会参加できるような環境の整備を進め、ひとにやさしいまちづくりの推進を図ることを目的として、障がいのある歩行困難な方等が身障者用駐車場を円滑に利用できるよう、いばらき身障者等用駐車場利用証を交付します。

第4部

計画の推進

第1章 計画の推進に向けて

第1節 理解・啓発の促進

障がいのある人もない人もともに生きるノーマライゼーション社会を実現するためには、市民の障がいのある人への理解を促進し、地域で障がいのある人が自立して生活できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、障害者基本法や障害者総合支援法が目指す、障がいのある人の地域生活移行や就労促進等を進めていくためには、個人や家族の力だけでなく、周囲の人々の協力によって環境づくりを進めていくことが重要です。社会福祉協議会をはじめ、地域で活動するボランティアや市民団体と協力し、ボランティアの育成支援や団体間のネットワーク化などを通して、障がいのある人を地域全体で支える体制づくりを進めていきます。

1. 広報啓発活動による理解の促進

ノーマライゼーションの考え方を普及し、障がいのある人への理解を促進するため、地域や家庭、教育機関や各種団体を対象とした広報啓発活動を推進し、市民の障がい者福祉に関する意識の醸成を図ります。

2. 精神障がいに関する正しい知識の普及啓発

身体障がい、知的障がいに比較して偏見や誤解の多い精神障がいについての正しい知識を普及し、精神障がいのある人の地域生活への移行を容易にするよう理解の促進に努めます。

3. 合理的配慮の浸透

障害者差別解消法により、合理的配慮をしないことも差別にあたると規定されました。障害者差別解消法の周知とともに、合理的配慮の啓発も行い、障がいのある人の住みやすい環境づくりに努めます。

4. 団体等のネットワーク化

適切な福祉サービスの提供や地域で抱える問題解決のため、社会福祉協議会を中心とした障がい者団体、市民ボランティアとのネットワークの構築や、地域自立支援協議会を開催し、相談支援事業所や障がい者支援施設などとの情報共有を図り支援体制の整備に努めます。

第2節 連携・協力の体制づくり

市民の日常生活が広域化し、近隣市町との間で共通する行政課題については広域で連携して対応していく必要があります。広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町との連携を図るとともに、より大きな課題については、国・県との連携の下に総合的な施策の推進を図ります。

また、障がいのある人の就労や地域生活移行、地域での自立した生活を実現するためには、各種の民間団体の協力が不可欠であるため、連携・協力のための体制づくりを進めます。

さらに、市内外の施設や事業所、関係機関との連携を強化しながら、希望する利用者の把握と提供するサービスの周知、就労移行・継続に向けた支援、必要な人材の確保等に努め、本計画に定めたサービス見込み量の確保を図ります。

1. 庁内推進体制の整備

福祉・保健の分野を中心に、教育や就労など、障がいのある人の自立した生活に関連の深い行政分野との連携を図り、サービスの充実に努めます。

2. 国・県・近隣市町との連携・協力

広域的に対応する必要がある事業については、国・県・近隣市町とも連携・協力できる体制づくりを進めます。

3. 民間団体との連携・協力

障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、商工団体、ボランティア団体などの各種の民間団体と連携・協力できる体制づくりを進めます。

4. 見込み量確保のための方策

本計画に定めたサービス見込み量の確保を図るため、希望する利用者の把握と、提供するサービスの周知に努めるとともに、市内及び近隣市町にある事業所や施設との調整によりサービスの充実に努めます。

また、施設や事業所との連携により就労支援体制の強化に努めつつ、障がいのある人の自立した生活の実現に向けて、ハローワーク等との連携による障がいのある人の雇用に対する理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。

地域生活支援事業においては、既存サービスの一層の充実に努めながら、関係機関・団体等と連携し、必要な人材の確保に努め、サービスの質の向上を図ります。

第3節 進捗状況の管理及び評価（PDCA）

本計画の着実な推進を図るために、PDCA サイクルに基づき社会福祉課を中心とする関係機関における協議や調整及び障害者計画・障害福祉計画策定委員会、地域自立支援協議会等を通じて点検・評価を行います。

大幅な方向転換が必要と考えられる場合には、実情に則した計画に見直しを行います。

